

平成28年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第4号

平成28年12月9日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦
〃	主任	青山哲士

議事日程第4号

日程第1 一般質問

(1) 中根光男 議員

(2) 佐藤文雄 議員

(3) 設楽健夫 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 中根光男 議員

(2) 佐藤文雄 議員

(3) 設楽健夫 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	中根光男	1. 乳児用防災グッズ贈呈事業について
		2. ひとり親家庭生活困窮世帯への学習支援と教育格差の是正について
		3. いじめについて
		4. 学校現場での防災機能の強化について
		5. 新規就農者の育成と当市の支援策について
(2)	佐藤文雄	1. 新たな広域ごみ処理施設建設問題について
		2. 入札制度の改善について
		3. 市立さくら保育所の閉所問題について
		4. 国民健康保険について
		5. 総合的な子育て支援について
		6. 上下水道事業について
(3)	設楽健夫	1. 市長等特別職政治倫理条例制定とコンプライアンス（法令順守）について
		2. 千代田中地区小学校統合の見直しと全市教育政策及び地区コミュニティの全市政策と責任について
		3. 29年開始の「介護予防・日常生活支援総合事業」推進について
		4. 西成井バイパス開通と霞ヶ浦二橋八木一穴倉玉里線について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、通告に基づき、市の一般事務についてただす場であります。したがって、通告外の質問及び市政以外の質問は認められませんので、ご注意願います。また、各種法令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

なお、一般質問については、執行部の答弁時間を含め、議員1人90分以内の持ち時間となっておりますので、念のため申し添えます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴受け付けの際にお渡しをいたしました傍聴証の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

ここで、上下水道部長から発言訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

上下水道部長 堀口家明君。

### ○上下水道部長（堀口家明君）

昨日8日の宮嶋議員の一般質問、2回目のご質問の中の逆西排水区の雨水排水整備につきまして、暫定的には29年度に対策がとられて、改善されるということによろしいですかのご質問に、この業務委託には整備費を含めて成果品が上がるということになっておりますので、そのような形で対応していきたい旨のご答弁を申し上げました。この調査業務の中では、複数の暫定対策の立案も含まれておりますこと、また、整備に係る費用が明確でない段階で暫定対策が平成29年度から実施されるとの誤解が生じますような答弁でございましたことから、この業務委託は整備費をも含めて成果品となることから、平成29年度に整備方針を定め、順次対応をしてみたいと考えておりますと訂正をお願いいたします。

まことに申しわけございませんでした。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

### ○12番（中根光男君）

皆さん、おはようございます。

平成28年度第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、乳児用防災グッズ贈呈事業についてをお伺いいたします。

大阪府寝屋川市は、8月過ぎから乳児用防災グッズの贈呈事業をスタートさせ、全国から注目を集めております。グッズの内容については、使い捨ての哺乳瓶、おむつ用消臭ポリ袋、防犯ブザーなど9点、その他持ち運びに便利な手提げ袋、災害避難所や緊急時の防災用品を記載した一覧もついている内容でございます。贈呈の対象は、ことし4月1日から来年3月31日に生まれた乳児を持つ世帯になっており、出生届の提出時に市役所窓口で配付をしております。

当市としても贈呈方式で実施するのか、また、防災倉庫に備蓄し、万が一のときすぐに使用できるよう体制づくりに取り組むのか、検討して実施していただきたいと思っているところであります。

災害時は、赤ちゃんに必要な物資が届きにくい状況下になっております。その観点から、緊急時の対応策として、乳児用防災グッズ贈呈事業の必要性と今後の具体的な取り組みについてをお伺いいたします。

次に、ひとり親家庭生活困窮世帯への学習支援と教育の格差の是正についてをお伺いします。

所得格差の拡大や子供の貧困問題への対応がおくれていると指摘されているところではありますが、貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐために、教育格差の是正が最も重要であります。そして、ひとり親家庭生活困窮世帯に対する学習支援をさらに強化しなければなりません。

小さな自治体におきましては、全てをボランティアにゆだねることは困難なところがあります。人材と場所を確保し、新たな事業に対する支援があるのか、また、生活困窮世帯、ひとり親家庭に対する訪問、派遣型の進学相談の実施も重要であります。

その観点から①、現在の取り組み状況と課題について、②学習支援ボランティアとの協力体制の強化及び推進について、③今後の支援事業の実施計画についてをお伺いいたします。

次に、いじめについてお伺いをいたします。

2015年度に全国の小・中・高などが認知したいじめが前年度比3万6468件増の22万4540件で、1985年度の調査開始以来最多となっている状況です。文部科学省の問題行動調査で増加は2年連続で、20万件を超えたのは初めてであります。小学校が3万件近くふえ、15万件を突破し、最多を更新、中学校は6万件、高校は1万2000件になりました。学校が報告した小・中・高の自殺が多発している状況下にあります。

いじめを受けて2014年9月に自殺した仙台市立中学1年の男子生徒、当時12歳、父親49歳が本年10月27日、文部科学省を訪れ、同省職員にいじめ防止に向けた提言をお渡ししました。その後、記者会見しました父親は、「言葉で人は殺せる。言葉の暴力は絶対にいけないことだ。改めて考えてほしい」と訴えました。

父親によると男子生徒は、他の生徒にからかわれていたことで悩み、自宅で自殺をいたしました。父親は、「言葉によって傷つき、心が病んで死ぬ人も多くいる」と、さらに強い言葉で訴え続けました。学校や教育委員会に対しては、「いじめはどこにでも起こる。今も苦しんでいる子がいるので、真剣に助けてやってほしい」と、涙ながらに訴えておりました。

そこで、①いじめ問題行動調査による件数は過去最高であります。当市のいじめ実態についてをお伺いをいたします。

②小・中学校と教育委員会の情報の共有化についてお伺いをいたします。

③今後の対応策についてお伺いをいたします。

次に、学校現場での防災機能の強化についてお伺いをいたします。

大規模災害が日中に発生した場合に、学校に通う子どもたちの命をどのように守るかが重要であります。平時に行われる避難訓練の充実や災害時での教職員の行動基準を明確にするなど、災害に強い学校づくりを推し進めることが大切であります。

さらに、学校における安全計画が実効性を伴ったものでなければなりません。

①避難訓練の充実、災害時の教職員の行動基準の明確化についてお伺いいたします。

②安全計画についてお伺いいたします。

③今後の取り組みと課題についてお伺いします。

次に、新規就農者の育成と当市の支援策についてお伺いいたします。

農水省の農林水産統計によりますと、全国の新規就農者は近年増加傾向にあり、15年度は6万人を超えました。現在約31万人いる40代以下の農業従事者を、政府は2023年までに40万人の拡大を目指しております。

農業の持続的発展を目指すためには、政府が示す農業、農村全体の所得倍増の方針に関しては、若者や女性の積極的な活用、多彩な人材が活躍する担い手の育成、全国一律ではなく多様性に富んだ農業政策の実施やより魅力ある成長産業とするためには、競争力の向上の推進をし、当市としての支援策も重要になってまいります。

①当市の新規就農者の状況についてお伺いいたします。

②地域の特性に合った人材育成と当市の具体的な支援策についてお伺いいたします。

③今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

初めに1点目、乳児用防災グッズ贈呈事業についてお答えをいたします。

近年、我が国におきましては、地震・台風等の大きな自然災害が続発をしております、大きな被害が出ております。特に、平成23年に発生をいたしました東日本大震災は、多くのかけがえのない命を奪った大災害でありまして、今なお、被災地では復興に向けました懸命な事業が行われているところであります。

そのような中、これらの災害を教訓として、近い将来に起こり得る災害に対する備えや訓練が行われているところでございますが、災害弱者と言われる高齢者や乳幼児への対応は、課題の一つになっているところであります。

特に、子どもの乳児期におけます哺乳は、成長と生命維持のための欠かせないものになることから、これらの備えは災害時には配慮が必要になると言われておりまして、ご提案の乳児用防災グッズにつきましては、有効な備えになるものと考えております。

一方、本市におきましては、既に乳幼児に向けまして、粉ミルクやおかゆなどの食料品を防災倉庫に備蓄している状況でありますので、今後は、災害弱者と言われる高齢者や乳幼児に配慮して、その品ぞろえ等につきましても、随時検討してまいりたいというように考えております。

次に、2点目、ひとり親家庭生活困窮世帯への学習支援と教育格差の是正については保健福祉部長から、3点目、いじめについては教育長から、4点目、学校現場での防災機能の強化につい

ては教育部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5点目の1番、当市の新規就農者の状況についてお答えをいたします。

本市の新規就農者の状況につきましては、第2回定例会で同様の趣旨のご質問をいただいておりますが、改めてご質問にお答えをいたします。

学卒者や他産業からのUターン就農等で、過去10年間で年平均7人の新規就農がございました。平成27年度の新規就農者につきましては、夫婦2組を含む7人の就農となっている状況であります。

次に2番、人材育成と具体的な支援策につきましてお答えをいたします。

本市の基幹産業であります農業の振興につきましては、地域の特性を生かした農産物の生産が行われております。霞ヶ浦地区では稲作やレンコンなど、千代田地区におきましては果樹栽培が盛んに行われております。しかしながら、農業を取り巻く現況はご承知のとおり大変厳しく、特に担い手の育成・確保は重点的に取り組むべき課題の一つであるというふうに認識をいたしております。

ご質問の人材育成と支援策についてであります。新規就農者の支援といたしましては、市と土浦地域農業改良普及センターが中心となりまして、その他の関係機関との連携・情報共有のもとに、就農の意欲のある方々、特に若い世代の就農希望者への相談支援及び国の給付制度であります青年就農給付金や青年等就農資金などの各種制度支援の活用を促し、就農への着実な定着に努めているところであります。

また、就農された方々へのフォローアップといたしまして、普及センター職員によります営農指導や県で認定を受けております農業経営士によります経営指導など、就農後の状況確認をあわせまして、相談支援も行っているところでもございます。

次に、3番、今後の取り組みについてお答えをいたします。

本年8月に県及びJA土浦の担い手担当職員や営農担当職員、農業委員会事務局職員と農林水産課職員で構成をいたしますかすみがうら市新規就農・農業担い手発掘推進チームを設置しており、引き続き新規就農への誘導・定着及び既存農家の担い手の発掘や育成など、次代を担う農業従事者の確保の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

3点目1番、いじめ問題行動調査による件数は過去最高ですが、当市のいじめ実態についてのご質問にお答えいたします。

過日の新聞報道でありましたとおり、平成27年度のいじめの認知件数は、全国で22万4540件、茨城県では7,094件と過去最多の数となりました。当市におきましても、小学校118件、中学校11件の129件となり、前年比83件の増（小学校81件増、中学校2件増）となっております。この数値は、毎年行われる児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によるものであります。この調査の一部見直しについて、平成27年8月に文部科学省より通知があり、いじめの認知

に関する考え方や見直しに当たり留意すべき点が示されました。

いじめ認知件数が過去最多になった大きな理由としては、この通知をもとにいじめ認知に関する考え方を見直したことが要因と考えます。

本市の実態を見ても、内容は、「ひやかし、からかい、悪口」、「軽くたたいたり蹴ったりする」、「仲間はずれ」などであり、社会性を身につける途上にある小学校低学年から中学年に多く見られる傾向となっております。

次に、3点目2番、小・中学校と教育委員会との情報の共有化についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会としては、各校の実態を把握するために、問題行動の概要及び指導・援助に関する報告書の提出を毎月依頼しております。小さなことでも状況を把握し、対応に当たることを心がけて、特に気になる点については、学校に詳細や指導状況、指導経過などを確認しております。また、事態が深刻化しそうなものについては、この月1回の報告を待たずに、すぐに連絡を取り合って、解消に向かう体制をとっております。

また、市教育研究会生徒指導部と連携し、いじめの認知や解消に向けた研修会も実施し、文部科学省から示された具体的な事例をもとに協議したり、研修資料を使っていじめの認知に対する温度差を少なくしたりする取り組みを行っております。さらに、計画訪問とは別に、指導主事訪問を実施し、各学校、各クラスの状況把握に努めているところでございます。

次に、3点目3番、今後の対応策についてのご質問にお答えいたします。

いじめに向かわせない、いじめを許さない心を養うことが重要であり、道徳教育や人権教育を充実させたり、授業や行事等を通して人間関係を築くことに努めていきたいと考えております。

具体的には、CAPいばらきによるいじめ防止プログラムを小学校4年生と中学校1年生及び教員、保護者に実施しております。また、いじめ問題は学校だけで解決できるものではありませんので、家庭向け啓発資料を作成し、いじめの定義や捉え方、相談窓口の紹介等をいたしました。

各学校でも、さわやかマナーアップ運動、挨拶運動、いじめ撲滅フォーラム、人権集会、携帯電話・インターネット安全利用教室などを実施し、規範意識の高揚や公共マナー向上に努めております。特に、インターネットの誤った使用によるトラブルが問題視されておりますので、今後は所有率や使用率、使用内容等についての調査をしていく予定でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

中根議員のご質問の2点目、ひとり親家庭生活困窮世帯への学習支援と教育格差の是正についての1番、現在の取り組み状況と課題についてでございますが、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習支援をプロポーザル方式により事業者を選定し、中学生を対象に、本年7月から業務委託により実施をしているところであります。各中学校区ごとに事業者を選定するところでございましたが、霞ヶ浦中学校区、千代田中学校区においては、応募事業者

が基準点に満たさず、業務委託を行えませんでした。

しかし、下稲吉中学校区において選定された事業者においては、千代田中学校区、霞ヶ浦中学校区の対象生徒に対し、送迎を含め受け入れる旨の申し出を受けたことから、対象生徒及び保護者に通知したところ、霞ヶ浦中学校区において1名の申し込みがありました。

学習支援事業につきましては、通常週1回、毎週土曜日の午後2時から5時まで、夏休み等の長期休暇時は水曜日の午後2時から5時までを加えまして、週2回の開催をしております。課題としては、現在の登録者は9名で、目標定員20名を下回っていることから、参加者をふやすことが必要であると認識をしております。

次に、2点目2番、学習支援ボランティアとの協力体制の強化及び推進についてでございます。生活困窮世帯への学習支援事業は、学習支援者及び学習支援ボランティアの体制により事業者に業務を委託しております。現在は登録者が9名のため、学習支援者3名で対応しておりますが、参加生徒数の増員に合わせて教員経験者、大学生等による学習支援ボランティアの募集・採用を随時事業者の責任においてお願いしている状況でございます。

次に、2点目3番の、今後の支援事業の実施計画についてでございますが、今年度の事業実績を踏まえ、開催場所への送迎をすることにより生徒、保護者の参加しやすい環境を整備し、市内全域の生活困窮世帯の中学生を対象に実施できるよう検討してまいります。さらに、将来的には、実績、ニーズにより開催箇所の拡大や募集年齢の拡大も視野に入れた事業の推進を考えてまいります。ご理解をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、3点ほどお答えを申し上げます。

まず、4点目1番、避難訓練の充実、災害時の教職員の行動基準の明確化についてお答えをいたします。

各学校では、火災や地震、竜巻、不審者を想定した避難訓練、さらには引き渡し訓練を年間指導計画の中に位置づけております。具体的には、警察や消防などの専門機関を活用するなどして、年に2回ないし3回ほど訓練を実施しております。また、災害時の教職員の行動基準については、学校危機管理マニュアルで明確化しており、学期初めや避難訓練の事前会議等で、教職員同士の共通理解、共通認識を深めるなどの対応をしているところでございます。

次に、4点目2番、安全計画についてお答えをいたします。

各学校とも、先ほど申し上げました危機管理マニュアルを作成しておりますが、避難訓練後の反省や年度末の見直しを繰り返しながら、毎年、この危機管理マニュアルの改善に努めているところでございます。重要なのは、先ほどの議員のご指摘のとおり、実効性の伴った計画でございます。その点も踏まえまして、児童生徒の能力に応じた行動基準とすべく、今後も実態に即した安全計画の立案に注意を払っていきたいと考えております。

最後に、4点目3番、今後の取り組みと課題についてのご質問にお答えをいたします。



今後も、火災や地震、竜巻、さらに不審者を想定した避難訓練や引き渡し訓練を計画的に実施し、児童生徒に自己防衛能力や危機回避能力を身につけさせたいと考えております。課題につきましては、現在、地域と連携による学校防災力強化に関する取り組みとしまして、地域と連携をした防災講演会や防災訓練を学校ごとに実施しておりますが、地域の方の参加が少ないというのが現状でございます。今後は、多くの地域の方に参加をしていただけるよう、広報活動等の工夫をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の乳児用防災グッズの贈呈事業についてであります。これについて、まず2回目の質問といたしまして、過去の大規模災害時の教訓として、乳幼児やその母親は大変な苦勞をすると、今までの災害から言われております。災害時に身の回りの生活必需品をそろえる余裕が全くない状況、もう自分が逃げるだけで精いっぱいという状況になってまいりますので、特に災害時発生時は必要な物資が届かないというマスコミでも報道がありましたけれども、必要な物資が届かない状況下にある。そういうときにやはり被災地ではそういう声はかなり上がってまいりました。このことから、防犯グッズを今回提案しているわけですが、やはり乳幼児を持つ家庭の方々が防災意識を持つための啓発も私は必要ではないかなと、このように思っております。今回の内容につきましては、市民懇談会の中でヤングミセス、若いお母さんからのいろいろなふうな提案の中での一般質問をさせていただいているわけですが、やはり市の責任も大事でありますけれども、一人一人が防災意識を持つためのそういう心構えというか、備えといえますか、そういうものも大事なんじゃないかと私は思っておりますので、市としてはどのように受けとめているのか再度伺います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

防災に関する市民への啓発に対するお尋ねでございます。

子育ての始まった早い時期を一つの機会として捉えまして、非常時の必需品一式をそろえることは、その後におきましても、子どもの成長に合わせた更新を行うことも期待をされます。防災意識を持ち続けることにもつながるものと考えております。市の防災備蓄品と合わせまして、乳幼児を持つ子育て世帯に向けて、議員ご指摘のような防災グッズを積極的に備えていただけるように啓発することは非常に有効であると考えております。その手法等につきましては、子育てに関する情報発信に合わせて行うなどが考えられますので、保健福祉部とともに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

そうしますと、防災倉庫を今設置してあるわけですが、この防災倉庫の中に、啓発活動をしてなかなか浸透できない部分もありますし、緊急の場合の対応策として、やはり防災倉庫の中に必需品、今私が申しあげました9品目、もしくはプラスアルファで、やはりある程度の備蓄も必要ではないかと思いますが、その辺の考えについてはどのように捉えていますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘の防災倉庫の備蓄でございますが、各小・中学校にございます防災倉庫につきましては、食料品に関しては備蓄がございませんので、これは避難所開設時に開設した避難所へ速急に運ぶと、こういうような段取りとして、両庁舎の倉庫等に保管をしております。粉ミルク等もそういう状況でございますが、そのようなものとあわせまして、品ぞろえ、充実を図ってまいりたいというように考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

そうしますと、これは要望として申し上げますが、例えば出生届のときに、災害避難所とか緊急時の防災用品を記載した一覧とか、または、できれば各個人で用意していただく防災グッズを入れる持ち出し用のそういう便利な手提げ袋等も、そんな高価なものでもなくてもいいと思いますので、できればそういうふうなもう手渡ししながら啓発も行っていくという、そういうふうなことも含めて、ぜひともこの防災グッズを有効に使用していただきたいと思います。やはり先ほど私が申しあげましたけれども、贈呈事業というのは非常に、いつ災害が発生するかわかりませんので、メリットとデメリットがありますので、贈呈して、それが5年、10年先に災害が来るのかわからない、もしかしたらあす来るのかわかんない、そういう状況下にありますので、私としてはいろいろなその備蓄をしておきながら、啓発運動もしていくという、そういうダブルの政策としての市の取り組みをお願いしたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に、2点目がひとり親家庭生活困窮世帯への学習支援と教育格差の是正について、私、一度一般質問をしておりますが、またさらにいろんな市民懇談会の中で要望等もございましたし、まだまだ周知徹底がされていないということを感じましたので、再度取り上げたわけでございます。というのは、やはり今学習支援事業の登録者は現在9名ということですが、対象となる生徒はもっと多い状況にありますが、より多くの生活困窮世帯の子どもたちが学習する機会を与えられるようにしていただきたいと思いますが、その施策についてはどのように考えていますか、再度伺います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えを申し上げます。

学習支援事業の対象生徒につきましては、準要保護世帯、千代田中学校で3名、下稲吉中学校で33名、霞ヶ浦中学校で15名の合計51名となっております。また、生活保護世帯につきましては、下稲吉中学校が6名、霞ヶ浦中学校が1名の7名で、全体で58名というような状況であります。その中でも、先ほど申し上げましたように、登録者が9名というようなことで、全体の15.5%という状況になってございます。この事業については、各中学校において事業の趣旨説明と対象となる生徒の学習状況、部活状況、家庭の状況等の聞き取りを踏まえまして、各保護者に学習支援事業の実施についての通知をしているところでございますが、今年度が事業の始まりというようなことで、まだ理解しておられないというような方もおられるかと思っておりますので、今後はそういうようなところへのPR等に力を入れて、来年度以降の受け入れ枠のほうを拡大していければというようなところで考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ありがとうございました。

やはり、対象者が58名中9名が今登録されているという、そういう報告がございましたけれども、やはり霞ヶ浦地区におきましては、霞ヶ浦中の準要保護世帯が15名ということですよ。霞ヶ浦中が1名で、霞ヶ浦地区で16名対象者がおりまして、1名しか利用していないという、非常にこれはもったいない話でありまして、今現在は1カ所での事業展開になっているかと思っておりますが、やはりこの霞ヶ浦は16名対象者がいらっしゃるわけでありますから、できれば千代田中1カ所、霞ヶ浦地区に1カ所というふうに、2カ所体制が確立できるような推進、周知徹底もお願いしたいと思うんです。やはりそう周知徹底されていきませんと、なかなか目標定員が20名ということでありまして、かなり下回っている状況下にあって、せっかく立ち上げた事業が無になってしまうので、1人でも多くの方がこの参加できるようにお願いしたいと思うんです。

それから、開催場所への送迎ということが今答弁でありましたけれども、この送迎方法について、どういう方法で実施。まだこれからですよ、実施しているのか、またこれをどういう方法で実施しているのか、今後の取り組みを含めてお願いします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

今行われています事業者において、各家庭までお迎えに上がっているというような状況で実施をしまして、今後もそういうような体制で対応を図ってまいりたいようなところで考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

わかりました。

実際に今送迎を実施しているということですから、非常に丁寧な事業の取り組みをしているというように、私は受けとめました。そう送迎までしているということであれば、もうちょっと周

知徹底していけばさらに20名を突破していくのかなというように、私は推測いたしますけれども、本当にこれからも子どもたち1人でもこの教育の是正というものをきちっとした形で捉えて、平等に1人でも落ちこぼれがないような、そういう支援策が最も重要なと私は思いますので、その辺も含めて、ぜひとも慎重に丁寧に推進をお願いしたいと思います。

次に、3点目、いじめについてであります。

いじめについては、今までに私は、この6年間で今回で6回目の一般質問になります。というのは、なぜ私がこれだけ何度も何度もいじめの一般質問をするのかと思われるかも知りませんが、私はこの6年間で今回の件、2件を含めると9件のいじめの問題に直接私個人としてかかわってきているからであります。

今回、やはりこれ学校にも内緒でお願いしたいという、そういうお母さんからのそういう電話が入りまして、そして学校に私、教育委員会にも連絡をいたしませんでした。かといって、何とかして解決したいという思いで、今回のいじめの相談というのは、学校名とか個人名は一切伏せてお話ししますが、やはり中学3年生の女子生徒だったんですね。その生徒も、やはり学校に行ったり行かなかったり、そういう日が2週間ぐらい続いていたと伺っております。で、私がもうそういう電話をいただいて、すぐに直感として危険を察するような、そういうふうなお母さんの電話でしたものですから、もう早急に電話を切るなり現場に駆けつけました。そうしますとその女の子は、部屋に閉じこもって全く出てこようとしません。しかし、私が行った以上何とかしなくてはならないという思いで、1時間以上待って、待ち続けました。そして、ドア越しに私も声をかけたりお母さんが話ししている中で、約2時間近くになって、本人がやっとの思いでドアをあけて出てきました。出てきたところ、私が驚嘆したのは、やはり血の気のない真っ青な顔をして、言葉に覇気もなく、無言の状態ではぼつぼつ話をしておりましたけれども、全く覇気がなくて、本当に生きていけるのかなというような、そういう感じに私は印象を受けました。その女の子も、なかなか話をしようとしません。でも私は、何とかしてこの子が悩んでいるものを引き出したいと、そういう思いで、本当にただ無言の状態待ちました。そうしますと、その女の子も、いろいろとぼつんぼつんと話をしまして、学校に行かない理由等も話してくれました。というのは、やはり陰険ないじめを受けていたみたいですね。で、仲間外れに遭ったり、いたづらをされたり、本当にそれはそれは本人にしてみればどれほどつらかったのかなという、私は思いました。第三者から見れば、ささいなことなんじゃないかと思うかも知りませんが、本人にとってみれば本当に大変な状況に受けとめていたように、私は受けとめました。そして、ふとドアのすき間からその子どもさんの机の上を、私はそっとのぞきました。そうしましたら、殴り字でもって、自殺したいような、そういう遺書めいたものが中途半端で書かれておりました。もう少し時が過ぎたらもしかしたら自殺までしていたんじゃないかなというように、私はその状況を判断いたしました。

そういう中でその女の子と話をし、そして、私がこういう話をしました。どんなにつらくても苦しくとも自分に負けちゃいけないよと。そして、どんなにつらくても、自分自身に挑戦し続けることが人としての価値なんだよと、そういう話をしましたら、突然、その女の子は声を大にして泣き伏せました。そして、涙をぼろぼろとこぼしながら、本当に身震いしながら、本当に自分の今までの悩みを泣きながら、泣きじゃくりながら話してくれました。私はその姿を見たときに、

本当にこれは深刻な問題なんだ、問題行動調査でその女の子もなかなか自分の本音の部分は言えなかったと。自分の本音の部分をアンケートなり問題調査の中でできれば全く心配ないんですけども、それを自分が発してしまえば、それは誰が発したのかというのはほかのいじめている子に伝わってしまうと。だからなかなか勇気が出ないんですという話も、私が受けたときに、私は、本当にこのいじめの問題というのは、幾ら条例を制定しても、策や方法で対応しても、いじめ問題というのは解決というのは難しい問題だなというように受けとめました。

私は、その女の子と約束をしました。その約束して、学校へ行くまでには5日ほどかかりました。毎日電話のやりとりをしながら、じゃ5日後に学校に行くと、それは金曜日の日でしたけれども、で、私も心配になって、半信半疑だったもんですから、当日家庭に7時ちょっとぐらい前に訪問しました。案の定、本人も何か学校へ行くのが嫌みたいだと、おふくろさんが言うんですね。私も、何とか行ってもらいたいという思いで話をして、渋々ながら学校に行ったんですね。で、私は、もしかしたら戻ってくるんじゃないかなと思ったんですけども、その日1日学校に行き、授業を受けてきたそうです。その後、その女の子と電話で話ししましたら、もう行くのはつらかったけれども、やはり後押しされて行ってよかったと。で、先生にもいろいろとその終わってから私は話をしたほうがいいよということで、本人は勇気を持って先生にも話をしたという話は聞いていますけれども、先生も一切それは内緒だということで、一切口外しないでくれというような条件だったもんですから、これは教育委員会にも話は行っていないと思うんですけども、一応問題は解決したわけです。

最終的に、教育長も教育部長も、本当にいじめられている子の本当のつらさ、苦しさというのは、本当に命でもって受けとめ、考えたということはあるですか、真剣になって。お願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

私は、学校現場のほうを38年間通してきたもんですから、その中に、やはり登校を渋るような、あるいはその行きたくないというようなことで、不登校ぎみの子に何人かの児童生徒とめぐり合ってきたわけですけども、振り返ってみると、何で気がつかなかったのかなとか、今もそうなんですけれども、教師の仕事の多忙さにかまけるといふか、そういうことで、その子ども一人一人の本当の気持ちのありよう、そういったものを本当にこのつかむということは難しいんだと、そういうことをつくづく感じながらこうやってきたつもりです。だから、とにかく声かけとか、あるいは目にかけ、気かけ、声かけるとよく言いますが、そういうことをやっぱり大事にして、子どもたちとの信頼関係、きずなというものを培っていくような努力を、全職員がそういう姿勢で臨むことが大事なんだろうなということを感じながら来たわけなんですけれども、今もってその命にかかわるといふようなことは、幸か不幸かそういう子どもには出会わなかったということで、ニュースなどを通して、本当に今は大変なこと、命にかかわるといふことは、とにかくその常に言い続ける、こういったことを大事にしてほしいといふようなことを、今、各学校の校長さん方をお願いしているんですけども、1回言ったからとか、月の初めに言ったからとか、そういうことではなくて、毎日言っても言い過ぎではないと、そういう意識を持つことが大事だろうなということを感じております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ありがとうございました。

いじめについて、最後の私の話として、私の体験からお話ししたいと思うんですが、やはりどんな立派な言葉をかけても、心がなければ相手に伝わらないということであります。どんな立派な言葉をかけても、心がなければ、全て世間もそうですけれども、言葉だけじゃなくて、そこには心が込もっていなければ、相手の命には響きません。どんな条例をつくろうと、どんな立派なことを教育しても、本当にその心のない指導というか、心のない励ましというのは、相手の命に響かないんですね。だから、そういうようにやはりかかわってやる人、また励ましをする人、それはやはり心が常になればいけないということですよ。あとは、そういう解決した後も、定期的に励ましてやる。私は、今まで9件ほどいじめ携わってきたけれども、今でも何カ月かに一遍はその本人に電話を入れます。また、本人からも電話来ます。そういうふうなこう交流することによって、その人がさらに私を理解してくれている人がいるんだという、そういう思いがあるんですね。だからそういうことも含めて、きめ細かなそういうふうな思いやりも含めてやはり丁寧に対処していかないと、いじめ問題というのは絶滅できないと思うし、かすみがうら市から1名での犠牲者も出しちゃならんと、そういう思いで私は常におりますので、今後ともよろしくお願いします。

それから、次に、学校現場での防災機能の強化については、これは私は要望として申し上げますけれども、2年前に、学区名は忘れましてなんですが、竜巻によってガラス窓が割れて飛散して、子どもたちが十数名の方が顔を傷つけたり、いろいろな重症になった方もおりました。そういうことで、やはりこの窓ガラス、特に窓辺ですね、窓にこの防災フィルムを張ることによって、例えば竜巻が突然発生して直撃を受けた場合でも、そのガラス窓が、ガラスが飛散しない、そういうフィルムが、これは安価でできますから、こういうものをぜひとも導入していただいて、万が一に対応していただきたいと思うんです。今、部長からも話したように、避難訓練もまた実効性のある訓練としていきたいという答弁もいただきましたので、これはこれで受けとめていきたいと思っておりますので、これは責任を持って対応していただきたいと思うんです。

それから最後に、5点目に、新規就農者の育成と当市の支援策についてお伺いをいたします。

それで、年度途中でありますが、現時点で今年度の新規就農者の状況について、もしもわかればお伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えをいたします。

11月末現在でございますけれども、就農に関します相談件数につきましては、8件がございます。そのうち2名の方が青年等就農計画の認定を受けておりますので、これからは認定の新規就農者といたしまして、青年等就農給付金等を活用し、本市で農業経営に取り組みられるものと期待し

ているところでもございます。先ほど市長からご答弁ありましたとおりで、就農後のフォローアップが大切と考えておりますので、引き続き新規就農者の定着化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

次に、8月に関係機関の職員を構成員とする推進チームを設置し、担い手確保を進めていくとのただいまご答弁をいただきましたけれども、今年度の具体的な事業等がもしありましたらお願いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

今年度の具体的な事業に関しますお尋ねかと思えます。今年度は特に具体的なものはございません。これからというところでございます。

推進チームに関しましては、稲作、果樹農家に対しましてのアンケート調査、こちらを来年度実施する予定にしているところでございます。その準備を現在進めております。推進チームについて、少し構成員を紹介させていただきたいと思えます。構成員に関しましては、先ほども市長から答弁ありましたとおりでございますけれども、茨城県県南農林事務所から経営普及部門経営課、それと地域普及第2課にご協力をいただいております。それとJA土浦、こちらにつきましては営農部の営農企画課、それと霞ヶ浦南支店、こちらの営農生活課、それと千代田支店営農生活課、こちらのご協力をいただいているところでございます。それに加えまして、本市の農業委員会事務局と環境経済部から課長補佐を初めとします3名、こちらで構成して、今後、農業の振興、こちらに当たっていきたいと思っているところでございます。実は1度開催しておりまして、この次、今月中旬、年内には第2回目の会議を開きまして、アンケートの内容、あるいはどのように実施していくのか、その方法などについて話し合いをする予定としているところでございます。来年度、そのアンケートを実施いたしまして、その結果を精査いたしまして、今後の農業の担い手の確保に向けて、具体的な取り組み施策の検討をしていきたいと思っているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それから、就農相談窓口や就農に関する情報の周知が少し弱いように私は感じておりますが、就農を希望している方にとりまして、情報は非常に大事だと思います。現在の状況と今後の対策についてお伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

現在の状況と今後の対応についてのお尋ねかと思えます。現在、相談窓口開設のご案内を含め

まして、就農に関する情報を市のホームページ、こちらに掲載いたしまして、周知を図っているところでございます。就農を希望される方々に気軽にご相談していただける窓口を設けること、あるいは、多くの情報を得やすいその環境を整えることで、本市で就農を検討していただける、そのような状況をつくるのが重要な第一歩、きっかけであると考えているところでございます。

市といたしましても、新規就農者のさらなる増加を図っていくと、そのために情報発信の強化・充実、あるいは先ほど申しましたように、気軽にご相談いただける体制の整備、こちらをあわせてやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは最後に、市長に2回目の質問をお願いいたします。

市長は、若いときから農業に従事し、農業者として本当に頑張っただけでございまして、実績も体験も豊富に持っていらっしゃると思いますので、市長の体験から、次の時代、担い手に一言ありましたらお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、中根議員には、行政各般にわたりまして、提案も含めました質疑をいただきましたことにつきまして、今後ともご協力をお願いしたいと思います。

私の農業者、それからこれから農業をやろうとする者に対する私からのメッセージということでございますので、まず農業につきましては、ご承知のとおり、自然を相手にする、あるいはまた、システム化しにくいという面では大変難しい面もありますけれども、ただその半面、非常に可能性のある仕事だというふうに、私は思っています。1つは、やっぱりまず労働者として汗を流して働くという面、それから技術者として、栽培技術とか、家畜の飼育とか、そういう技術的な技術者の面、それから、経営者という面から、例えば経営的な判断とか採算とか、そういったもの、そういったやっぱり総合職だと思います。それをしっかりと物をつくる、あるいはまた時には6次化みたいな加工をする、マーケットをする、そういったことをしっかりやっていくことが非常に発展につながるものでありますので、そういった気持ちでぜひひとつ、私どもも新規就農者には助言をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

以上で一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。



約10分間の休憩といたします。

休 憩 午前10時59分

---

再 開 午前11時11分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

第4回定例会一般質問、通告に従いまして行いたいと思います。

1、新たな広域ごみ処理施設建設問題について伺います。

当市の1人1日当たりのごみ排出量は、平成21年度以降増加傾向を示しております。茨城県内自治体の1人1日ごみ排出量ランキングは、平成26年度実績で44市町村中35位であり、排出量は1,071グラム、全国平均の947グラム及び県平均1,006グラムを上回っています。一方、茨城県内自治体のリサイクル率ランキングについては、同年実績で15位で、21.7%、県平均22.8%には及びません。当市の目標は、平成41年度までに約10%削減、リサイクル率23%を目指すとしていますが、基本理念をごみゼロ作戦をうたっておきながら、余りに低い目標ではないでしょうか。私は、他市の例を紹介し、改善を求めてきましたが、市当局は全て個人任せの、家庭任せの答弁に終始し、行政が主導して全市的に取り組む姿勢が見られません。改めて、当市のごみ減量と資源化について答弁を求めます。

前回私は、「月刊廃棄物」2015年3月号に記載されている記事を紹介しました。環境省は今も、すぐに施設を更新するのではなく、長寿命化のための基幹的設備改良事業により、もう10年長く施設を稼働させることなどについても視野に入れ、市町村においては、すぐに施設を更新するよりも、長寿命化の取り組みをしていただくほうが当然コストを削減できますし、長い目で見れば更新のサイクルが延びるわけですから、予算の平準化につながると記してあります。

茨城美野里組合の焼却炉は現時点で31年目、霞台厚生施設組合の施設は22年目、新治広域事務組合の施設は21年目です。新施設は平成32年度完成を目標としておりますが、茨城美野里の組合の焼却炉は、その時点では35年使用するということになるわけです。したがって、新治広域事務組合の焼却施設は25年目で、10年間も差があります。長寿命化をしてさらに10年延ばす、そうすれば残存価値も延びますし、効率的です。循環型社会形成推進交付金が受けられる、受けられないかを問題にしているわけではありません。広域化先にありきで長寿命化の検証を怠り、同施設を25年でお払い箱にすることは許されません。改めて同施設の検証を求めます。

また、同組合の解散に向けた協議や同施設の解体費用や財産処分など、具体的な内容も方向性も示されておりません。こんな中で総合的な判断はできないのではないのでしょうか。改めて市長の答弁を求めます。

前回の一般質問で私は、廃棄物処理建設事業受注動向、「都市と廃棄物」2016年No.7をもと

に作成した熱回収施設の実勢価格の動向のグラフを示し、ごみ処理建設費がどんどん高くなっている。当初132億円、現時点では1期事業費172億円だとしていますが、敷地周辺の道路整備や造成工事、調整池整備工事、屋外ヤードの撤去工事、外構工事、さらにはストックヤードの整備工事、中間置場の整備工事等々が追加されている。実際はどれだけかかるのかという予算を示すべきだと指摘しました。2期事業費も含めた総予算はどれだけになるのでしょうか、答弁を求めます。

新たな広域ごみ処理施設建設費の財源に、循環型社会形成推進交付金と震災復興特別交付税を使うとしています。今すぐ建てかえなくてもよいごみ処理施設を壊して新たに建設することは、問題です。多くの市民からは、この問題で大きな批判の声が寄せられています。また、この交付税は組合に交付されるのではなく、各構成自治体が国に申請しなければなりません。したがって、保証されているわけではありません。一体この交付税は全ての事業に交付されるのですか、答弁を求めます。

去る11月6日、4市町の有志で立ち上げたごみ焼却施設建設を考える市民連絡会で新たな広域ごみ処理建設計画の現状とごみ焼却炉がもたらす環境への影響などの問題点を知ってもらおうと、報告と学習・講演会を開き、70名の市民が参加しました。

この中で、講師として招いた環境総合研究所の池田こみち氏は、「住民が出てこない。建設計画を決定する前に、住民に説明して理解を得るのが筋。建設を決めてから計画をつくることは全く逆」と述べ、「長期的には人口も減り、高齢化も進むので、将来のごみ量は減るし、資源化をすればもっと減るでしょう。住民に問わないで全て決めていることが問題。事業の必要性、妥当性、正当性の3つの観点から考えると、全てバツです」として、計画の決定プロセスに問題があると指摘しておりました。

事業費がどこまで膨れ上がるかわからない広域ごみ処理建設計画について、市民に問わないで強引に進めることは許されません。住民不在の広域ごみ処理建設計画について、選挙公約と住民投票にかかわって、改めて市長の見解を求めます。

6番目に、プラントメーカー選定（入札方式）における官製談合問題について伺います。

前議会で私は、安倍政権が最大の売り物である経済対策アベノミクス、その中でも機動的な財政政策の名のもとで、大型公共事業のばらまきが始まり、政官業の癒着が復活していると指摘し、市民連絡会が発行したチラシを見た方からは、地元の国会議員も絡んでいるとの声も寄せられたと報告いたしました。

また、霞台厚生施設組合の焼却施設も新治地方広域事務組合の同施設も日立造船が受注しており、霞台厚生施設組合議会の研修視察先である北しりべし広域クリーンセンターの施設も日立造船が設計・施工したものであることを明らかにしました。視察地の選定については意図的なものを感じておりますが、加えて、入札方式も問題だと指摘しました。そこで伺いますが、霞台厚生施設組合が実施しようとしている入札方式はどのようなものか答弁を求めます。

大きな2番目、入札制度の改善について。

過日、かすみがうら市の業者よりとする入札にかかわる情報がファクスで寄せられました。そこには、10月12日入札について、市道8-1349号線、予定（価格）561万円はほかの業者には仕事をさせないとの連絡が入りました。辞退もしくは90%以上でとのことと強要されていると書か

れていました。早速、当市の総務部検査管財課に情報を提供いたしました。しかし、結果的には入札は実施され、情報どおりの業者が落札しました。談合があったか否かは、働きかけを受けた業者の協力がなければ裏づけをとることはできません。問題は、予定価格の事前公表にあると私は考えます。ことしの第1回定例会での一般質問でも指摘しましたが、入札談合防止策として、事後公表に転換する考えはありませんか。答弁を求めます。

最低制限価格設定の問題点について伺います。

入札問題に詳しい専門家からは、国が設定している調査基準価格と地方自治体を用いる最低制限価格を同率で設定している市のやり方は、まことに不合理です。前者は、それを下回ったからといって自動的に失格するわけではなく、調査対象になるという基準に過ぎません。実際にも調査対象となった低価格入札業者が調査の結果失格となった例はほとんどないと思います。これに対して最低制限価格は、それを1円でも下回ったら入札が自動的に無効となる制度です。国の発注工事に当たっては、このような自動失格制は採用されておりません。地方自治法においても、最低制限価格の制定が許されるのは、「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要がある」場合に限られていますと指摘しておりますが、最低制限価格の設定、あり方について見直すべきだと考えますが、答弁を求めます。

大きな3番、市立さくら保育園の閉所問題について伺います。

さくら保育所の廃止については、坪井市長は、一昨年の市長選で「保護者の合意のもとに廃止時期を決定することをお約束します」と公約しましたが、市長は、2月5日の保護者説明会で突然政治的な判断と称して、保護者の同意もなく一方的にさくら保育所を平成30年3月末で閉所すると通告しました。保護者会、いわゆる父母の会が臨時総会まで開き、さくら保育所の維持・継続を求める請願署名に取り組まざるを得なかったところまで追い込まれました。私は、今でも市長の公約違反だと考えております。問題なのは、平成25年11月に出された父母の会の要望書を逆手にとって、継続期間5年以上を口実にして、逆算方式で閉所時期を決めていることでもあります。これでは、5年後閉所、先にありきだったのではないですか。保護者が十分に納得いく話し合いを打ち切ったのはなぜですか、答弁を求めます。

問い2、自治体における公的責任について。

保育所が減っている大きな原因は、国が保育の補助金を一般財源化の名でなくしてしまったことにあります。公立保育所が10年間で約2,500カ所も減少しています。これだけ待機児童問題が深刻になっているときに、国や自治体が先頭に立たなくてどうするのかと私は言いたいと思います。児童福祉法第24条では、公立保育所を否定しているわけではありません。財政的に厳しいと言いますが、運営費は基準財政需要額に算定されております。公立保育所だからこそ良好な保育環境を保つことができると考えます。自治体が公立保育所建設を進められるように、国の責任を果たすことを求める、要請することも必要ではないでしょうか。

その次、2番目に、さくら保育所を借地とした経過については、市長は、「当時は地価が高騰し、買い上げが困難な時期と推察され、政策的なものかどうかは判断は難しい」と答弁しましたが、それではなぜ現有地での建てかえをしなかったのでしょうか。

3つ目に、保育士の労働条件は厳しいものがありますが、正規の公務員であれば十分に採用可能ではないでしょうか。

また、さくら保育所の残存価値は今現在どれだけあるのでしょうか。

以上、4点について答弁を求めます。

3番目に、問い3に、保育待機児童を出さない対策について伺います。

市長がさくら保育所の平成30年3月末の閉所を打ち出し、保護者の不安を広げています。市長は、待機児童が出ないように対応すると強弁していますが、保護者が納得いく具体策とその後の進捗状況について答弁を求めます。

大きな4、国民健康保険について伺います。

平成27年度、一般会計からの国民健康保険会計への繰入額は4億8549万4000円、平成26年度の5億3973万3000円と比べて大幅に減っています。平成27年度予算の歳入では、支払い準備基金からの繰入金1億5000万円を投入しておりますが、平成27年度決算では基金は使わず、逆に1億5000万円を積み立てて、2年間で約3億円になっています。今年度も支払準備金からの繰入金1億5000万円を予算化していますが、一般会計繰入額は3億4704万円と極端に減っています。繰入金を減らさなければ国保税の引き下げができたことは明らかです。

均等割で子どもから保険税を取っているのは、国保しかありません。子育て支援の観点からも、均等割の軽減は必要です。現行の均等割額3万円から改定前の2万5200円、差し引き額は4,800円です。これに被保険者数1万2310人を掛けると約6000万円となります。平成28年度の一般会計繰入額は、前年度比で1億3845万4000円減であります。1人当たり1万円に相当する額ですから、均等割の引き下げは十分可能であります。答弁を求めます。

国保における医療費の減免制度の周知徹底について伺います。

国保は、国民皆保険制度の最後のとりでです。加入者は誰でも1割から3割の窓口負担を支払えば、必要な医療を受けられるという仕組みですが、実際には、保険税が払えないために正規の保険証を持っていない人や保険に入っている、窓口負担が払えず受診をしていない人が少なくありません。国保における医療費の減免制度について、改めて答弁を求めます。

大きな5番目、総合的な子育て支援について伺います。

まず第1に、学校給食の無料化、補助も含まれますについて、改めて伺います。

給食費など義務教育でかかる費用を自治体が負担する動きが広がっています。父母負担の軽減及び子育て支援の観点で、当市においても学校給食の無料化に踏み込むべきではないでしょうか。改めて答弁を求めます。

2つ目に、就学援助制度の活用充実と前倒し支給について、改めて伺います。

日本共産党の田村智子議員は、5月24日、参院文教科学委員会で、就学援助金を実態に見合った額に引き上げるように求めました。国の就学援助の単価表では、新入学用品として、小学校入学は2万470円、中学校入学は2万3550円となっています。田村氏は、新日本婦人の会のアンケート調査では、入学準備費用は小学校で平均5万4540円、中学校で平均7万8492円と、国の就学援助単価を大きく上回っていると指摘し、義務教育は無償というにふさわしい抜本的な見直しが必要だと迫りました。当時の馳文科相は、「十分に財政当局とも議論する必要がある」と答えました。

田村氏はまた、入学準備金の立てかえをしなくても済むように、就学援助を入学前の2月から3月に支給するよう要求。文科省の小松初等中等教育局長は、児童生徒が援助を必要とする時期

に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知しているが、市町村に引き続き働きかけをしていくと述べました。

当市の就学援助制度の活用は、国や県の平均値と比較して、極めて低い状況です。その原因は何だと思えますか。おのおのの小・中学校の活用状況と前倒し支給について、改めて答弁を求めます。

大きな項目 6 番目、上水道事業について伺います。

県との水の実施協定の見直しについての要請について、その後の取り組み経過を伺います。

前回の一般質問で、当市の水道事業計画に沿った数値で、県との水の実施協定の変更を要請すべきだとただしたところ、市長は、「県中央広域水道用水供給事業から受水を受けている関係市町村と連携を図りながら対応をしていきたい」と答えました。その後の取り組み経過について、答弁を求めます。

2 つ目、県水の受水量の増加で水道料金はどうなるのか、担当部長にお伺いをいたします。八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業が完成すれば、本来の契約となっている実施協定に基づく県水を受水することになります。結果的には、安価である地下水を放棄することになり、水道料金の引き上げは避けられません。県水の受水量の増加で、水道料金はどうなるのですか、改めて答弁を求めます。

以上、第 1 回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに 1 点目 1 番、ごみ減量と資源化の取り組みについては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の 2 番、現有施設の延命化と新治地方広域事務組合についてお答えをいたします。

新治地方広域事務組合環境クリーンセンターは、平成 7 年の建設から 20 年以上が経過をし、稼働年数を考慮すると次期施設建設に着手すべき時期に来ていると思われるとの総合所見がございます。

構成市である石岡市や土浦市は、先行して広域化や長寿命化を検討するなど、独自の歩みを進めてきております。そのような状況のもと、本市におきましては、国の循環型社会形成推進交付金、震災復興特別交付税の活用が見込まれるごみ処理の広域化によりまして、建設に伴う市の財政負担の軽減、その後の維持管理費の軽減等が図られ、市民サービスの向上につながるものと考えているところであります。

平成 32 年度以降の新治地方広域事務組合の今後のあり方につきましては、構成市であります土浦市の長寿命化の取り組み、石岡市の新たな枠組みでの広域化に向けての取り組みの進捗状況等を勘案しまして協議を行い、ご報告してまいりたいというように考えております。

次に 3 番、新たなごみ焼却施設建設費等について、4 番、震災復興特別交付税の利用のあり方と可能性等については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の5番、住民投票についてお答えをいたします。

ごみ処理施設につきましては、施設の建設費やランニングコストがかさむことから、私は、以前から市単独事業とすることは考えておりませんでした。関係市町との協働によりまして、広域によるごみ処理を進めてまいりたいというように考えております。

また、広域ごみ処理場建設につきましては、現代の市民生活におきまして欠かすことのできないライフラインの一つと考えますことから、新治地方広域事務組合と同様に、一部事務組合による広域事務が欠かせないものと思っておりますので、住民投票については、昨年6月の議会にもお答えしましたが、現時点においても考えてはございません。

新霞台厚生施設組合施設の進捗、ごみの減量化や資源化など組合と構成市町がともに情報を共有し、引き続きまして地域住民への周知、お知らせをしておりますので、今後の多岐にわたるごみ処理行政につきましても、ご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に6番、プラントメーカー選定における官製談合問題についてお答えをいたします。

広域ごみ焼却施設建設工事の入札・契約をめぐるまは、プラントメーカー選定による談合問題が着目されており、さまざまな課題が指摘されていることを踏まえまして、環境省では、平成18年7月に廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きを策定いたしております。

新ごみ処理施設建設に当たりまして、霞台厚生施設組合において適正な執行が行われているというふうに考えております。

また、霞台厚生施設組合が行いました見積もり徴収につきましても、この手引きを勘案し、特定のメーカーに偏ることなく、幅広く提案を求める意味でも、焼却方式につきましては、ストーカやガス溶融化に絞らず、参加要件を満たせばどなたでも見積もり提案可能とした募集が行われているというように考えております。

そのようなことから、官が民に対して便宜を図るなどの談合はないものというふうに考えております。ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に2点目、入札制度の改善については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目1番、平成30年3月末閉所ありきの問題についてお答えをいたします。

佐藤議員からは、これまでも同様の質問をいただいておりますが、さくら保育所の閉所を平成30年3月末日とさせていただくに当たりましては、5年を超える期間も含めた比較検討を行いまして、保護者の方々に説明させていただいた経緯がございます。その上で総合的な判断をしたものでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2番の1、自治体における保育の公的責任についてお答えをいたします。

核家族化の進行や女性の就労拡大等の社会的な背景の変化に沿いまして、待機児童問題が社会問題としてなっているところではありますが、これらに対しまして、国を挙げましてその解決に向けました取り組みが行われている状況です。

ご指摘の全国的な公立保育所の減少に対しまして、その確保のための国への働きかけにつきましては、平成16年当時の国の改革方針に起因すると考えておりますが、現在においても、保育ニーズに対しまして、官民を挙げて取り組んでいる状況であります。

本市におきましても、今後とも国の方針に沿った対応をする考えでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2番の2、借地とした経緯についてお答えをいたします。

さくら保育所の所在地を借地とした経過につきましては、これまでも保存書類等を確認するなどの調査をした経過がございますが、明確な理由は不明でございます。ご理解をお願いいたします。

2番の3、保育士の労働条件についてお答えいたします。

正規の公務員として保育士を確保してはどうかとのご指摘でございますが、本市といたしましては、行財政改革を進める中で、保育所の民営化を推進しております。そのため、公立保育所の保育士につきましても、新規の採用を見送っている状況でございます。

現在、国の対策として、保育所の処遇改善、ICTの推進などによりまして、業務負担の軽減、保育補助者の雇い上げなどの支援が講じられているところでございます。市におきましても、これらの対策が有効的に活用されますよう支援をすることで、保育士の労働条件の改善を図ってまいりたいというように考えております。

次の2番の4、同施設の残存価値については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の3番、待機児童を出さない対策についてお答えをいたします。

さくら保育所の閉所に当たりましては、何かとご心配をおかけしているところでございますが、待機児童を発生させないことを最優先に進めているところでございます。

平成30年3月末日の閉所予定時には、その受け皿となります定員枠の確保が必要でありますことから、市内の市街地近郊の5つの民間事業者に対しまして要請をしたところでございますが、現時点で2事業者からは施設増大の意向を、2事業者からは現施設規模の範囲内での定員枠拡大の意向をいただき、ほかの1事業者からは、引き続きまして検討中という状況でございます。

次に4点目、国民健康保険については市民部長から、5点目、総合的な子育て支援については教育部長から、6点目、上下水道事業については上下水道部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

[環境経済部長 田崎 清君登壇]

○環境経済部長（田崎 清君）

1点目、新たな広域ごみ処理施設建設問題についての1番、当市のごみ減量と資源化の取り組みについてお答えをいたします。

ごみの減量化対策と資源化につきましては、平成27年3月に策定いたしましたかすみがうら市一般廃棄物基本計画の目標値及び方針に基づくものでございます。

今年度のこれまでのごみの減量化の取り組みといたしましては、これまでご報告したものに加えて、市内業者に対しまして、事業系ごみの減量とリサイクルの手引きを作成し、配布を行ったところでございます。

平成27年度の新治クリーンセンターにおける本市分の一般廃棄物処理実績につきましては、年間ごみ総排出量は、予測値1万6225トンよりも621トン多い1万6846.1トンとなっております。そのうち家庭系ごみは1億1687.95トン、全体の69.38%、事業系ごみは5,158.15トン、全体の30.62%となっております。

また、1人1日当たりのごみ排出量は、予測値1,025グラムより52グラム多い1,076.7グラム、さらには、1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、予測値716グラムより約31グラム多い747.02グラムとなっております。

まだ2年間ではございますが、実績値の年間ごみ総排出量、1人1日当たりのごみ排出量、同じく家庭ごみ排出量は、ともに増加傾向となっております。

なお、本市の平成27年度における資源化率につきましては、予測値20.9%に対しまして0.3%少ない20.6%となっております。

ごみの減量化は、まさに市民の皆様との協働なくして実現できないものと考えているところでございます。

続きまして3番、新たな広域ごみ焼却施設建設本体及び関連施設整備事業費について、総予算を問うについてお答えをいたします。

霞台厚生施設組合におきましても、2期工事を含めた総事業費につきましては、まだ定まっていないと伺っております。

新たな広域ごみ焼却施設建設本体及び関連施設整備事業費の総予算につきましては、今後、霞台厚生施設組合より報告されるものと考えております。

また、総事業費を172億円との試算が示されているところでありますが、実勢価格はオリンピックの影響等により上昇傾向にあると聞いておりますので、本市の将来にわたる実質負担額に影響を及ぼすことが懸念されているところでございます。

しかしながら、霞台厚生施設組合からは、ごみ処理広域化により3つのごみ処理施設を1つに集約することにより、事業費の高騰等や白雲荘解体、代替施設建設、周辺道路整備、ごみ処理施設の解体等追加費用が生じましても、国からの財源措置、4市町共同によるスケールメリットによる縮減効果が示されておりますことから、長期的に見て将来にわたる本市財政負担は軽減されるものと考えております。

4番、新たな広域ごみ処理施設建設への震災復興特別交付税の利用のあり方と可能性について問う、震災復興特別交付税はどこまで担保されるのかについてお答えをいたします。

震災復興特別交付税につきましては、被災地の復旧、復興を支援するために、循環型社会形成推進交付金を活用して実施する事業に対して、事業費のうち、国庫補助金等を除いた地方負担の95%を措置されているものでございます。

災害4市町で約3万6000トンの災害廃棄物を処理した実績がございますので、将来に向けた災害時における基盤強化を踏まえ、申請権限があるものと考えているところでございます。

新ごみ処理施設整備費総事業費約172億円における交付金の対象事業としましては、一般廃棄物処理基本計画策定費用、測量調査を初めとする各種調査費用、焼却施設であるエネルギー回収型廃棄物処理施設建設費、マテリアルリサイクル推進施設建設費及び設計・施工監理に係る事務費とされているところでございます。なお、組合からはこれら以外の周辺道路整備等につきましては、今のところでは対象外であると聞いております。

震災復興特別税は国においてその年度ごとに予算化されるものと考えておりますが、国の予算が限られ、市町公共団体の財政状況も厳しい状況にありますので、国に対しまして構成市町が一体となって継続して要望していかなければならないと思っております。



人口減少、少子高齢化を踏まえますと、財政状況が厳しさを増していくと危惧されておりますので、国の財源性を有効活用し、市民の税負担を軽減する意味でも有効活用すべくものと考えているところでございます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

申しわけありません。先ほど読み上げました1点目の1番の年間ごみ総排出量は、予測値1万6225トンでございます。申しわけありませんでした。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時52分

---

再 開 午前11時52分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 田崎 清君。

[環境経済部長 田崎 清君登壇]

○環境経済部長（田崎 清君）

先ほど私のところで、1点目につきまして、家庭系ごみは1億1687.95トンと申し上げましたが、1万1687.95トンの間違いでありました。申しわけございませんでした。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

2点目1番、予定価格の事後公表についての質問にお答えをいたします。

本件につきましては、予定価格を事前公表している多くの市町村同様、予知価格の事前漏洩等の不正防止のため実施しているところでありまして、本年第1回定例会でも佐藤議員からのご質問に市長がお答えしておりますように、落札率は近隣市町村と比較しても低い傾向にありますので、十分に競争が働いているものと判断ができることから、現在の方法を変える必要はないと考えております。

ちなみに、県内市町村の予定価格の公表に関する取り扱い状況を見ましても、事前公表を行っているところが本市を含め35市町村、事後公表が4市町、事前公表と事後公表を併用しているのが5市町というような状況でございます。

次いで、2点目の最低制限価格設定についてのご質問にお答えをいたします。

ご指摘のように、ダンピング受注防止対策としては、低入札価格調査制度と最低制限価格制度がございます。

低入札調査価格制度につきましては、あらかじめ設定されました調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査をした上で落札者を決定するという制度でございます。

適正な履行が可能か否かの調査につきましては、資材や労務の調達、建設機械の保有状況、手

持ち工事状況や技術者の配置などから判断するとされておりますが、公平にその調査が行えるかどうかということや調査に時間がかかり、事務が煩雑になるなどの課題がございます。

また、最低制限価格制度は、あらかじめ設定された最低制限価格を下回る入札は無効とする制度でございます。数値的に取り扱う方法でございますから、公平性は確保をされます。

本市では、工事及び建築関係建設コンサルタント業務の入札案件におきましては、ダンピング受注の防止を図るため、国の中央公共工事契約協議会の設定方法を準用し、最低制限価格制度を導入して行っているところでございます。

ちなみに、平成27年3月31日時点の全国の1,721市区町村の制度導入状況を見ますと、低入札調査制度と最低制限価格制度の両制度を併用しているところが484市区町村、これは全体の28.1%に当たります。低入札価格調査制度のみ導入しているところが134市区町村、こちらは全体の7.8%となります。最低制限価格制度のみ導入しているところが922市区町村、これが全体の53.6%に当たります。いずれも導入していない市区町村が181市区町村、こちらも全体の10.5%でございますが、大半が最低制限価格制度のみで行っている状況でございます。

両制度ともメリット・デメリットがございますので、他市の状況にも注視をしながら、適宜制度の検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員ご質問の3点目2番の4つ目としまして、同施設の残存価値についてお答えをいたします。

さくら保育所の施設としては、保育棟と車庫兼倉庫の2棟がございます。保育棟につきましては、平成4年度に建設され23年が経過し、車庫兼倉庫は平成5年に建設され22年が経過してございます。ご質問の施設の残存価値につきましては、昨年度末の時点で保育棟が2億418万1432円、車庫兼倉庫が1971万6688円となります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時59分

---

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 根本一良君。

[市民部長 根本一良君登壇]

○市民部長（根本一良君）

それでは、4点目1番、国保への国の支援金の活用による均等割額の引き下げについて問うと  
のご質問にお答えいたします。

国の支援金を活用しての保険税の均等割額引き下げということではありますが、前回定例会でお  
答えしているとおり、平成26年度と平成27年度の保険基盤安定繰入金金の比較により、国・県分合  
計で約4000万円の増額であり、被保険者1人当たり約3,200円の影響額と試算しております。し  
かしながら、平成26年度の1人当たりの療養諸費用額は30万9149円で県内6番目に高く、1人  
当たりの保険給付費は伸びており、一般会計から赤字分を繰り入れている状況に変わりはありません。  
現段階で保険税の均等割額等の引き下げを行うことは難しい状況にあると考えております。

また、繰入金を減らさなければ、国保税の引き下げができたことは明らかですとのことござ  
いしますが、平成26年度、平成27年度の2年続けての精算による一般会計への国保特会からの繰戻  
金について、約1億5000万円ずつ繰り戻しをせずに約3億円基金へ積み立てさせていただきました。  
元々戻してからもっていた金額を基金に積み立て、予算化しているだけです。決して  
一般会計からの繰入金が少ないわけではありませんので、ご理解をお願いいたします。

そして今後は、平成30年度からの国保の都道府県化による事業納付金の試算がなされますので、  
必要な保険税収入を考え、保険税の引き上げまたは恒久的な引き下げができるかどうかも含め、  
検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、4点目2番、国保における医療費の減免制度の周知徹底について問うにお答えいたしま  
す。

当市における一部負担金の減免を受けられる際の要件といたしましては、1つ目として、震災、  
風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、身体障害者となり、または資産に甚大  
な損害を受けたとき。2番目といたしまして、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不  
漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。3番目といたしまして、事業  
または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。4番目といたしましては、その  
他さきの3項目に類する事由があったときとしており、これらの災害等によって受けた損害の割  
合や基準生活費と比較しての収入の状況などにより、全額免除、一部減免、徴収猶予するなどの  
制度になっております。

これらの制度の案内については、市ホームページに掲載してありますので、今後も制度の理解  
が図られるよう努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

5点目1番、学校給食の無料化についてのご質問にお答えをいたします。

学校給食費の無料化等につきましては、これまでの答弁と同様で恐縮でございますが、子育て支援の有効な手段の一つであると認識をいたしておるところではあります。財源の確保が困難な状況であるということなどから、現時点においては実施する時期ではないというふうに、こう考えてございます。しかしながら、子育て支援の観点から、国・県の制度や他の自治体の動向を注視していきたいというように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

続きまして、5点目2番、就学援助制度の活用について、拡充と前倒し支給策とのご質問にお答えをいたします。

前回は議員からは、就学援助制度についてのご質問をいただいておりますが、子どもたちが安心して就学できるよう、対象となる保護者の皆様にこの制度を活用していただきたく、ホームページへの掲載、児童生徒の全家庭へのチラシの配布、新入生の保護者説明会などにおいて概要を説明するなどして、制度の周知に努めているところでございます。今後も、よりわかりやすい制度の周知に努め、利用の促進を図っていきたくと考えております。さらに当市では、就学援助制度を新規で申請する際に、民生委員の所見が必要としておりましたが、民生委員の所見を不要としている自治体も一部あることなどから、今月から所得の状況がわからないなどの場合のみ所見をいただくことにいたしました。

また、前倒し支給策についてですが、要保護児童生徒援助費、こちらにつきましては、国の通知にありますように、入学前に随時支給を行っております。一方、準要保護児童生徒援助費、こちらにつきましては、入学後の認定手続となりますことから、入学後の支給となっておりますが、全国的には、新入学児童への入学準備金貸付制度、入学準備金の入学前支給を実施している自治体もございますので、引き続き近隣自治体などの動向を注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

上下水道部長 堀口家明君。

[上下水道部長 堀口家明君登壇]

**○上下水道部長（堀口家明君）**

6点目1番、県水との実施協定の見直し要請について、その後の取り組み経過のご質問にお答えいたします。

茨城県中央広域水道用水供給事業から供給を受けております関係11市町村で構成しております茨城県中央広域水道建設促進協議会におきまして、県計画に関する連絡調整や関係機関に対する要望等を行う事業を行っております。

実施協定の見直し要請につきましては、協議会として、現時点では見直し要請ではなく、料金の値下げを要請している状況となっております。

本市といたしましても、実施協定の見直しにつきましては重要な案件であることから、協議会と連携を図りながら慎重に対応をしまいたいと考えております。

続きまして、6点目2番、県水の受水量の増加で水道原価はどれだけ上がるのかのご質問にお答えいたします。

本市の地下水の採取の許可は、平成31年7月31日までとされていること及び、以前から許可の

更新がなされていることで、現時点で県水の受水量の増加は想定しておりませんが、全量を県からの供給とした場合、平成27年度決算をもとに試算しますと、約2億8500万円、受水費が増加いたします。

給水原価につきましては、平成27年度が1立方メートル当たり約229円、全量を県水とした場合は、1立方メートル当たり約289円となります。したがって60円の増となり、率で申しますと26%の増となります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、再質問させていただきます。

ランキングという話をいたしました。これが1人1日当たりの排出量のランキング。それからこちらがリサイクル率のランキングであります。いずれにしても、報告によりますと、1人1日当たりの排出量がまたふえたと。22年度からのやつを見ても、ふえている。そして、またふえていると。全然減量化になっていない。で、リサイクル率も資源化率も下がっている。本当に真剣になって取り組む気はあるのかというふうに言いたいんですよ。土浦の例を何回か言いましたよね。前回も私は、生ごみについて特別特化して話をしました。特に生ごみというのは、もう九十何%ぐらいが焼却処分されているんですね。これはまず飼料化する、堆肥化する。で、いよいよになったらメタンガスにするというふうにして、資源に還元していくという、こういう仕組みをやはり行政が指導していかなきゃいけないというふうに思うんですよね。これについて、部長いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

先ほどもお答えいたしましたように、ふえる傾向がございます。どうかしかなければならないと思っておりますので、この前、新治広域のほうでゴミのゴミ質の調査が行われたと聞いておりますので、まずどのようなゴミが集まってくるのか、そのあたりを一度分析いたしまして、これからのリサイクル率向上に向けていきたいと考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

土浦の例を言ったというでしょう。生ごみを別にして、プラスチックも別にして、半年で25%減ったんですよ、可燃ごみが。そういう行政の取り組みは、かなり土浦は一生懸命なんです。これはゴミの質もありますが、職員の質もあるんじゃないですか、失礼ですが。やはりそういう問題があると思うんですね。真剣になって取り組む、行政が。これがあると思うんですね。今のごみの質もありましたね。例えば紙が約4割ぐらいで回収している、資源化しているのは、ほとんどが段ボール、新聞、雑誌なんですね。ところが、紙の資源でも、紙パックだとか、その他のゴミの封筒とか、小さいサイズの紙、オフィス紙ですね、これなんか全部資源なんです。な

るべく燃やさないと、こういうこともやっていく取り組みも必要なんです。だから、具体的にそういうことをやっていかなければならないというふうに思うんですね。あとは、紙類だけじゃなくて、いわゆる木とか竹とか、いろんなわらとか、そういうものについても、かなり有機物が3割強あるんですね。こういうのも、本来ならば資源化できるんですね。こういうことも考えていくと思うんですね。必要だと思います。やっぱりこういうのを分別することによって、大幅に焼却炉の負担を減らして資源化、いわゆるリデュース、リサイクル、これが可能だと思うんですね。何かもう大規模な大型焼却炉を整備する前にやるべきことがあるというふうに思うんですよ。市長、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいまのご提案いただきました土浦で生ごみの分別収集をして、委託をしてリサイクルといえますか、そういったことをやっているのは存じております。ただ、回収と、それから委託費に大変な費用負担をしていることも事実でありまして、その辺の費用対効果の問題、それから基本的には、再利用でありますけれども、本当の減量化じゃなくて、別に収集して集めて委託をしているということでもありますから、本来の減量であるかどうかというのは、私も、その辺は課題が残っているのではないかなというふうに思っております。ただ、市としましても3Rの推進は大変大切でありますから、いろんな角度から協議をしながら進んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

費用対効果を考えていらっしゃるみたいなことを言いますが、今、地球環境の問題があるんですよ。例えば、プラスチックを燃やしてしまえば、有害な物質が出る。空に放出するわけです、有害物質を。これはダイオキシン問題だけじゃないんですよ。これは、ごみを焼却すれば結果的に、前にも言いましたが、質量保存の法則ですからね、同じなんです。有害な物質がどんどん出ちゃう。特にプラスチックなんかを燃やしちゃうと、これは重金属も入っていますから、ますます大変な状況になると。環境汚染になっちゃうわけですよ。こういうことを考えないで費用対効果を言っていたら、本当に地球環境をどうするかということになりますよ。

いずれにしても、今、プラスチックも問題なんです。新治広域事務組合でも私質問しましたが、プラスチックを資源化している率は上がっていると思いますか、下がっていると思いますか。御存じですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

手元にちょっと資料がございませんが、たしか横ばい、幾らか下がったような記憶がございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

プラスチックが21.3%から19.68%に下がっちゃったんですよ。これも下がっているでしょう。話にならないでしょう。どうですか。そうやって燃やせ燃やせと言って、大型焼却炉だ、大型焼却炉だ。これでは、このかすみがうらのやっぱりその本来のあり方が問われていると思いますよ。質問してまともな答えが来ないんで、答弁は結構でございます。

やはり、交付金を後にするとかね、それから震災復興特別交付税とかね、税金を当てにするとかという、こういうことについては、やっぱり問題なんですよ。実際にはコストはかかっちゃうわけですよ。このコストというのは物すごいんですよ。税金で負担すればコストが安くなるわけじゃないですよ、コストはかかっていますでしょう、コストは。どうですか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

コストは、いずれにしましても、政策を進める上ではかかるものだというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

何か今の施設をきちっと使えば、長持ちさせればいいという話をしているんですよ。新たに大きな投資をする、これが問題なんですよ。ランニングコストだって、比較しようがないじゃないですか。

中身は後でまたいろいろ言いますが、それから、これは対象エリアの人口の将来見通しの人口なんですよ。きのう、宮嶋 謙議員が限界集落の話をしていますが、こういう意味ではあと30年後、2040年では高齢者の65歳以上が38.2%になっちゃうんですね。で、人口は何と24%減るんですよ。これ、国立社会人口問題研究所がつくったやつをこの前の廃棄物処理の報告の中にあつたものを引用させてもらったんですが、そこでちょっと聞きたいんですが、当初の計画は、平成22年度の実績で5万9000トンだったんですよ、年間ね。4市合わせてね、4市町合わせて。今度は、基本構想では5万88トンなんですよ。これ、単純に計算して15%減なんですけど、将来ですよ、これは24%も30年後には減るんですよ、人口が。ごみも減るでしょう。高齢化すればもっと減るでしょう。で、資源化、またはごみの減量化、進めばもっと減るでしょう。それなのに、今からつくろうとしてでは、1日当たりの215トンの施設をつくろうというんですよ。明らかに過大なんじゃないですか。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ただいまお聞きしている限りでは、人口のほうが増減傾向にあるということかと思えます。ごみの将来予測に関しましては、人口予測とは別な手法でされているものと考えておりますので、必ずしも連動はしないと思っているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

連動するでしょう、人口に。人口が減れば、減って、それに合わせて減少させようと言っているわけでしょう。当市の総合計画だって、最初はもう平成28年度は4万6000人だったんですよ。今は幾らですか。4万3000切っちゃったでしょう。で、また同じようにあとの10年後、1,000人減らないようにするんだというふうに言っているじゃないですか。現実はどうじゃないんですよ。やはりそこがポイントなんですね、何でこんなにやるのか。そしたら、災害ごみを受け入れましょうと言っているんですよ。15%アップする。これで災害ごみが入っているんですよ。いつ災害があるかわかんないけれども、15%もアップしているんですよ。これじゃ私たちだってあつぷあつぷですよ、税金だって。こういうふうな構想そのものが間違っているというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ごみ処理を行っていく上では、この前の東日本大震災もそうでございますけれども、やはり災害に備えるというものは必要だと思っております。そのことで災害の部分が施設の災害強化として計上されていると考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それも国の誘導策なんですよ。環境省がね。15%ですよ。いつ来るかわかんないけれども。だったら3つ施設があったほうが分散処理できるんですよ。そこで聞きますが、3万6000トンだけ、3.6万トンだよ。3.6万トンも災害ごみを引き受けたというんだけれども、これは随分金額が多いんですが、これについてはどうですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

先ほどの、今言われました災害廃棄物でございますが、私の確認したところでは、震災におきまして、管内で発生しました災害廃棄物を処理したその数値の合計が4市1町で3万6000トンということを知っているものでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ということは、他県から受け入れしたわけじゃないんですよ。2011年にあの震災があつて、かなりいろんな家屋が壊れたとか、そういう問題で、それを処理したということだけでしょう。だから被災地だということだけです。それはいいですよ。でも、他県から受け入れしているわけじゃないんですよ。そういうところに震災復興特別交付税というこれを何とかもらおうとい



うふうにしているのは、これは場違いだというふうに思うんですが。いずれにしても、震災復興特別交付税というのは申請しなきゃいけないんですね。循環型社会形成交付金は組合に来るけれども、震災復興特別交付税というのは申請した上で、それが毎年毎年点検されて来るわけでしょう。でもそれが満額来るかどうかというのは、保証の限りじゃないでしょう。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ただいまの特別交付税に関しましては、国からの財源措置として入ってくるものでございます。私といたしましては、広域ごみ処理施設をつくるために震台厚生施設組合と連携を図りながら、事業費の積み上げを行っている、そういう部署でございますので、ただ、交付税に関しましては、国の予算の中からということでございますので、100%担保されているものとはなかなか言えないと思っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

この前、神立駅前の周辺整備の事業で2年おくれると言いましたよね、土木部長がね。私そのとき質問したのは、実際には予定はしたけれども、実際に来たのは国からの。6割から7割には達していないと。だからもっとあと2年送るけれども、それも7割ぐらいで行こうじゃないかというふうに言ったと思うんですね。どうですか、土木部長。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ご指摘のとおりご答弁は申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう意味では、震災復興特別交付税も、満額ということは当てにならないですよ。私がちょっと調べましたら、7億9436万円、これは特別交付税として当市に来ているんですね。これは随分7億だから多いなと思ったんですが、これは千代田庁舎の補修に大きなお金を使っているんですね。こういう使い方はいいですよ。壊れていないんですよ。新治広域事務組合の環境クリーンセンター。壊れていないのに、何で震災復興特別交付税で措置するんですか。とんでもないという声がこれはあるというのは当たり前だと思いますよね。

いずれにしても、時間がないので次に移りたいと思います。

なかなか時間がないので、ちょっと談合の問題でまず指摘したいと思うんですね。私が質問したのは、震台厚生施設組合が今後2月にやろうとしている入札方式というのは何ですかと聞いたんですよ。何ですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

私が伺っている話は、それぞれの建設業者からプロポーザル的な入った提案をいただいて、選んでいくような方式だというように伺っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

総合評価方式なんです。今言ったプロポーザルという。これはこの前も言いましたが、ひたちなか・東海、これもそうなんです。それから水戸ですね、水戸もそのやり方をとっているんです。これはトリックがあるんですね、官製談合に近いという。これが私は前、前議会でも報告したでしょう。談合に詳しいその市民オンブズマンの大川隆司弁護士さんが、国が談合防止策として総合評価方式に転換したと。ところが、この総合評価方式には技術力を評価、選別するための具体的な基準が公表されていない不透明な制度だと。業者は何が選考の基準になるか役所から聞き出そうとして、官製談合の温床となり兼ねないと。また、入札価格が総体的に高い業者を技術力を着目したということで、総合評価で契約相手を選ぶ価格つり上げの手法でもあるというふうに指摘しているんですよ。こういう問題があるということなんです。

実を言うと、ごみ問題については、かなり談合問題でクローズアップされたということです。実際には1998年の9月に公正取引委員会が日立造船、三菱重工業、日本鋼管、今はJFEエンジニアリングですかね。タクマ、川崎重工業、5社を初めとした16社を独禁法違反で立入調査をした。結果的に、これが談合というふうに認定されて、課徴金を課せられたわけです。ところが自治体はこれに対して、きちりとした賠償請求をしなかったんですよ。だから市民オンブズマンが先頭になって訴訟を起こして、損害賠償で多額のお金を戻したという実績があるんですよ。こういうときに一番問題なのが、その談合の背景にプラントメーカーの天下りがあったということがわかったんですよ。前にもお示ししましたね。これは「赤旗」の記事なんです。ごみ処理施設の官製談合癒着ということで、大手メーカーに天下りがされていたと。これ調べますと、1986年度から1999年度の間にはプラントメーカーに天下った東京都の幹部は、2008年時点で10社に11人。いずれも元工場長や元部長で技術顧問という肩書きを持っていた。この前、去年でしたかね、全国都市清掃会議の方が講演に来ましたね。あの方も天下りということになっちゃうんじゃないですかね。

そういうことで、ここでまた問題なのが、DBO方式なんです。Dというのはデザインですね。Bというのはビルド、Oというのはオペレーションなんです。これが談合ができなくなると落札価格は予定価格を大幅に下回るようになった。しかし業界や自治体に大きな変化があらわれた。ある廃棄物処理会社の会長は、プラントメーカーは本体の工事で余りもうからなくなったので、管理運営も一緒にもうけていると。20年の運営で建設費の2倍もうけよう、これが合言葉だということです。ですから、至るところだんだん15年だ、20年だと長期契約しちゃうでしょう。まるっきり民間に丸投げなんです。だから、ごみが減ったって減らなくなっちゃって関係ないんですよ。これでもまた同じなんです。燃やせ燃やせなんです。だからひたちなか・東海ではごみが足らなくて困っているというんでしょう。こんな話はないですよ。

総合評価方式についても同じなんです。今、官製談合の問題があるということなんです。霞

台の組合の議会が北しりべし広域クリーンセンターに視察に行ったでしょう。これは、ここで私もちょっと調べたんですが、何と日立造船が落札したんですが、この落札率は幾らだと思いますか。64.5%なんですよ。当市のあの新治広域事務組合のあの70億近いストーカ式の焼却施設は、もう99.6%ぐらいだったかな。もう談合だってわかっているんですよ、あれ。ただちょっと時期がずれたから指摘されないだけであって、こういう問題があるんです。それと、何と管理運営費は15年間契約で約150億ですよ。年間10億。こういうこともあるんですね。同じように、2日目に視察しに行ったんですって、2日目。これは中・北空知エネクリーンという施設だ。ここも日立造船なんですよ。ここも15年の長期契約をやっているの。驚くべきことですよ。こういう仕組みをつくっちゃうんですよ。だからこんな無駄使いはやめてほしいと私は思うんですね。これは談合の問題、言いました。これは反対に自民党が今度の2015年の政治献金ですね、自民党の。国民政治協会の企業、団体献金の推移です。もうどんどん上がっちゃっている。

こういうふうに、これがアベノミクスみたいですね。企業がもうかればいい。それは全然国民にしたたり落ちてこないんですよ。これが問題なんですよ。ですから、改めてこういう仕組みと、打ち破るといっても、やはり無駄使いをしない、そして減量化をして長持ちさせていくというやり方をやっぱり考えるべきだと思うんですね。私は何回かそのことについてお話ししましたが、坪井市長は、新治広域事務組合の管理者ですよ、正管理者。で、霞台厚生施設組合の副管理者でしょう。こういうことから言ったら、現有施設をしっかりと維持管理していけば問題ないと、全くお金をかけなくとも、今のままで済むと思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

今回のこの霞台の施設につきましては、ご承知のとおり新治と、それから霞台と茨城美野里と3施設がございまして、おおよそ350トンの焼却能力だというふうに記憶しております。そういった中で、地域のごみ処理のあり方をずっと研究する中で、やっぱりこれからはそういったものを分散しているものを広域化することによってコストが下がると、そういう考え方のもとに、国・県の指導もありまして、今回新たな霞台に3市町によってつくることになった経緯でございます。私は、ごみの減量化も含めまして、これは市民負担を減らすことにつながると私は考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

とんでもないですよ、全然減らないですよ。どんどんふえちゃいますよ。ですから国に言いなりだということですよ。これは、時間がないのでやめますが、とにかく国の言いなりではだめだというのが実際に減量化をしている大木町の副町長の話ですよ。これが実際だというふうに指摘しておきたいと思います。

2番目の談合問題というか、私が情報としてあった問題ですが、こういうチラシが、チラシと、私のところ、事務所にファクスで来たんですが、ここで聞きしますが、問題は今回入

札で落札したところの問題の中で、落札3社応札したんですね、3社ね。3社応札して、3社応札したうちのもう1社は水道事業で下請けをやっていたんですね。これを御存じでしたか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

把握しておりませんでした。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

やはりこういう問題も、だって私は、こういうこのファクスを差し上げたでしょう。で、やっぱりきちっと調べなきゃいけないというふうに言ったじゃないですか。そういうところで、もう既に水道では9月21日に入札を実施しているんですよ。水道課と検査管財課は別々だなんていうんじゃないで、情報としては同じように共有しなきゃいけないんじゃないですか。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

入札関係では、やはりその考え方ですとか実施方法とか、やはり市が執行することをごさいますので、十分に理解を深めて調整をしなければならないものであると認識しております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

10月12日の落札率も、これは注目してほしいんですね。この3社の中で、落札率が高いんですね、90%以上だったんですね。本命の方が93.05、下請けをやっていたところが98.93ね。もう1社が95.9ですよ、パーセント。一方で、もう1つ舗装工事があったんですね、補修工事。これはどういう結果でしたか。調べるように言っておきましたが、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

もう1本は、市道6-0007号線の舗装補修工事をごさいますして、こちらは予定価格206万、最低制限価格が178万4000円というところ、落札業者は86.94%ということをごさいました。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

この落札業者が下請けだったんですよ。実際には86.94でしょう。ところが、もう一方では98.93ですよ。12%も高く札を入れているんですよ。これはぜひやっぱり入札監視委員会がありますよね。入札監視委員会でやっぱり取り上げるべきだと思うんです。東京都の豊洲なんかでも、やはり予定価格を事前公表していたんですよ。これは事後公表にしなきゃいけない。ところが、入札監視委員会もきちっと機能していなかったんですよ。これが問題なんですね。やっぱりここ

では徹底的にそういう問題は明らかにしなければならないというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

入札監視委員会につきましては、半期に一度130万円を超える建設工事に関する契約の中から、委員会で5件を抽出していただいております。このような談合情報につきましては、委員さんにはその都度情報提供を行っておりますが、数ある案件の中から公正中立な立場で抽出いただいております。その抽出に当たっての談合情報の県の取り扱いについても、委員会にご相談申し上げたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

あと1分なので、これ言いますが、今度も平成12年2月1日付で、建設省、当時のね、自治省の共同通知で、地方公共団体の公共工事にかかわる入札契約手続及びその運用のさらなる改善の推進についてというのがあるんですよ。ここでは最低制限価格制度をやめて、低入札価格調査制度に移行することを推奨しているんです。もう一度こういう問題は改めて確認していただきたいと思うんですね。仮に最低制限価格を残すとしても、入札参加者の企業努力の結果を尊重するという前提に立つべきだと、最低制限価格の水準は調査基準価格よりかなり低く設定されなければ不合理だというふうに思いますので、そのことについてはよく考えておいてください。

以上で質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午後 2時16分

---

再 開 午後 2時26分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

それでは、3番 設楽健夫です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1番、市長等特別職政治倫理条例制定とコンプライアンスについて。

日本大百科全書コンプライアンスを見れば、日本ではコンプライアンスは法律や規則に従う法

令順守の意味で使われているというふうに記されています。したがって、法律、規則にかかわる質問をさせていただきます。

①特別職の政治倫理条例制定。

平成25年提出の市長等政治倫理条例等の継続討議について。

平成28年1月1日現在、茨城県では、土浦、石岡、行方、つくば市初め33市町村で政治倫理条例は制定されています。前市長は、平成25年6月議会に議案第42号 市長等政治倫理条例を提案しています。議会だよりNo.34によれば、市長、副市長及び教育長が市民全体の奉仕者として、市政に対する市民の信頼に応え、健全なる市政の発展に寄与することを目的として、新たに条例を制定するものと掲載しています。坪井市長が2014年に就任されて、2年数カ月が経過します。私が一般質問において、平成27年6月議会で政治倫理条例議案の提案または再提案を求めて、7回目の質問になります。答弁はこれまでの定例会の答弁と重複する。特別職は、さらに高い倫理観が求められている。これまで検討会を実施したのではなくて、現時点で制定する結果に至っていないでした。

再び質問をします。平成25年提出の市長等政治倫理条例は検討されたのでしょうか。いつどのように検討されたのでしょうか、特別職の方と検討されたのでしょうか、結論はどのようなものか答弁をお願いいたします。特別職の方々にも同じ質問をさせていただきます。

②市の倫理とコンプライアンスについて。

先日、市長公室から10月9日付公職選挙法違反を助長する、あるいは、同法に抵触する可能性のあるファクス文書が議員である私に届きました。その訂正文は届いておりません。市長公室に見解を求めます。また、市長公室においては、コンプライアンスをどのように検証し、担保されようとしているのか答弁ください。

市長公室という部局の最高位に位置する機関が法令を遵守することは、行政全体のコンプライアンスの要諦であります。再発の防止のために質問をさせていただきます。

③行政におけるセクハラ・パワハラの実態と対策について質問いたします。

私も9月23日、議員の方のセクハラ発言に対して、注意をしました。こういうことから、セクハラについて、もう一度整理をしていく必要があるということで、この質問をさせていただいております。行政、議会を問わず、この案件は法律において禁止されている行為です。

男女雇用平等法では、「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること」と定義しています。厚生労働省では、セクハラを次の2つのタイプに分けています。①対価型セクシャルハラスメント、職務上の地位を利用し、性的な関係を強要し、それを拒否した人に対し、減給降格などの不利益を負わせる行為で、②として、環境型のセクシャルハラスメント、職場内での性的な言動により働く人たちを不快にさせ、職場環境を損なう行為とされています。

パワハラについては、厚生労働省は「これがパワハラの6類型」として、具体的に示しています。1身体的な攻撃、2精神的な攻撃、3過大な要求、4過小な要求、5人間関係からの切り離し、妻や家族の悪口を言われる、個の侵害。

さらにこういうふうに規定をしています。さらに、「どうやってパワハラを解決すればいいのか?」として、具体的に3項目を示しています。それは、予防、解決、取り組みのためのツール

という形で、具体的に示しています。予防のところが重要と思われませんが、①トップが職場からなくすことを明確に示すこと。②就業規則に禁止や処分の規定を設けること。③実態を把握するためのアンケートを実施、実態を把握すること。④教育、⑤周知するが記されています。

なお、職場においては、正規雇用、非正規雇用者、臨時を問わず、お互いの働く人たちの人格を認め、働きやすい職場づくりをしていくことが求められています。

実態を把握するために、例えば調査票でセクハラ・パワハラを受けている人、見かけたり聞いたりしている人を無記名で尋ねるということをしています。その際、正規社員、非正規社員を記載して調査している、そういうことも述べられています。かすみがうら市の行政職においてはどのように取り組まれているのか答弁をお願いいたします。

④美並小学校プール改築工事変更請負契約等に係る検証、第三者委員会の提言書の7提言についての機関協議と対策について。

まず第1に、この検証報告は市長の減俸に至った提言でもあります。7提言についての協議が庁議において議論され、対策が決定されているのか報告をお願いいたします。

第2に、7提言各項目に対して決定された対策・改善状況について、答弁をお願いいたします。

対策・改善状況は、実行、あるいは検討課題、あるいは規則、要領等、今後の作成制定課題を分類し、今後の再発防止要綱作成等の実行計画と監査計画の内容の報告を求めます。以上、答弁をお願いします。

⑤、この間一貫して質問してまいりました安全運転管理、そして不祥事防止の公金等取扱適正管理の総括・方針について、簡単に報告を求めます。特に安全運転管理については、これから暮れとお正月を迎えまして、気をつけていかなければならない時期に入ります。特に、平成28年度の総括と方針の中で、無事故・無違反を実現していくために、交通法令違反と事故防止の実績と対策の関係をどのようにしているのかということについて、報告をお願いします。

続きまして、大きな2、千代田中地区小学校統合の見直しと全市教育施策及び地区コミュニティの全市政策と責任について質問をさせていただきます。

①千代田中学校区小学校統合の見直しの総括と責任について。

1)、11月4日開催の文教厚生委員会に提出された千代田中学校区小学校統合の4地区で行われた地区懇談会のまとめ及び市の施策の方向として、1、4小学校の適正規模化実施計画の見直し、2、千代田中学校の適正規模化の検討、3、廃校施設の活用の検討が報告され、また、4地区の共通する内容として、1、人数がふえれば競争心が生まれる、2、霞ヶ浦地区の統合の話が聞きたい、3、統合に関する情報が住民に伝わっていない、4、統合後の通学路の安全の確保、5、千代田中学校の適正規模の問題、6、廃校となった跡地利用が共通の課題として提出されました。文教厚生委員会では、基本方向決定の会議録の提出を求めました。回答は存在しない、テープをとっていないとの報告であります。委員会の会議録の提出を求めるも、いまだに報告されていません。市の施策の方向はいつ、いかなる会議で決定されたのか、教育長に答弁を求めます。

2)その後、2回の千代田中学校地区小学校統合委員会が開催されました。志筑地区以外の3地区との意見の相違が続いています。11月25日、統合委員会で決定された内容の報告を求めます。

3)こうした混乱を招いている総括と責任について、教育長と市長に答弁を求めます。

続きまして、②義務教育学校、小中一貫教育方針の教育委員会における検討と総括責任につい

て。

第3回定例議会で当市の義務教育学校、小中一貫教育の方針と理念を文書で定めていく必要があるとの質問に対する教育長の答弁は、「勉強していきたい」でありました。統合委員会においても、この問題は再三にわたって市民から意見が出され、また前教育長の答弁もなされていたにもかかわらず、今なおその方向性も出されず、教育行政が執行されています。教育振興基本計画素案29年から30年度、39ページの③において、小中一貫教育との見出しの内容は4行で、学習指導や生徒指導に取り組む、地域の実情に応じた小中一貫教育の調査検討を進めるのみであります。かすみがうら市の教育方針は、何ゆえにこの問題を回避するのでしょうか。懇談会における3地区の共通の噴出している住民の意見でもあります。教育長も全て参加し、直接お聞きになっている内容でもあります。4地区で行われた地区懇談会のまとめ及び施策の方向にも地域の意見は盛り込まれず、小中一貫教育については一言も書かれていません。住民を無視していると言える市政そのものであると思います。坪井市長が就任されて2年5カ月余、地域の方々の声を無視し続けているのではないかとこのような声も聞こえてまいります。この点についての総括と責任について、市長と教育長の答弁を求めます。

③小・中学校統合と地区コミュニティの総合計画について。特にこれは防災、介護予防、社会福祉、社会教育公民館、行政サービス活動、特に逆西地区施設の公民館の設定等の内容であります。かすみがうら市の地域コミュニティは、中学校3地区を中心に組織されています。千代田地区では社会福祉協議会が小学校区単位で組織され、霞ヶ浦地区は小学校単位で公民館の支館が継続し、組織されています。災害時の対策備蓄倉庫、来年から実施される介護予防・日常生活支援総合事業の活動単位、あるいは社会教育、社会福祉、防災等、いずれも小学校区単位での活動が基本となっています。地区コミュニティのこれからの総合計画がどうしても必要となってきています。各部門がばらばらにつまみ食いのようにこの施策を進めることは避けなければなりません。

学制発布以来百数十年間でつくり上げられてきた地域社会が小学校の統合、あるいは公民館の再編成等で大きく変わろうとしています。市全体の地域コミュニティの総合計画があって、その上でさまざまな公共施設のあり方や、あるいは、施策が検討されていかなければなりません。「木を見て森を見ず」ということわざがありますけれども、このことを今しっかりと肝に銘じて、政策を進めていく必要があると思います。

かすみがうら市に隣接する土浦市、あるいは石岡市のコミュニティについて、まず検証することも、そしてその上で、すぐれた具体的なコミュニティ構想作成が大切になってきているというふうに思います。

平成26年に公共施設の効果的活用と適正な維持管理計画に関する調査研究が市と一般財団法人地方自治研究機構で報告書をまとめています。事務局は、市長公室と地方自治研究機構研究員であります。その後、坪井市長就任後、それは総務部管財課に引き継がれ、事務局を担当するに至っています。

作成された報告書に立ち戻り、記載されている公共施設マネジメント基本方針案として記されていますが、施設総量の適正化や公共施設サービスの維持へ複合・多機能長寿命化を進める、地域住民との連携、民間活力を導入する、あるいは庁内に横断的な検討を進めるために推進組織を設置し、全市を挙げての取り組みを進めるの基本に立ち戻り、体制を整えていくべきであります。



小・中学校統合に伴う地区コミュニティの総合計画について、市長の答弁を求めます。

大きな3番目に入ります。

少子高齢化が否応なしに進んでいます。霞ヶ浦地区の65歳以上のお年寄りの方の割合が35%以上を占める集落がふえています。また、千代田地区においても同様にふえてきています。

そうした中において、①総合事業の土浦市、あるいは石岡市との比較と対応、格差是正について質問させていただきます。なぜかならば、例えば民間のケアマネジャーは、土浦市でもかすみがうら市でも石岡市でも活動しています。その中では、その差が歴然としてきているとの話をよく耳にするようになってきています。

質問します。

新しい介護予防・日常生活支援事業への移行、平成27年4月、介護保険法改正、平成29年度実施が始まろうとしています。かすみがうら市の介護保険条例で経過措置を定め、平成29年4月に実施するとしています。具体的には、要支援1、2の方を訪問介護と通所介護を予防給付から振り分け、地域支援事業の新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行させるというものです。

まず第1に、介護保険利用で窓口に来た時点で、どれだけの高齢者が明確にサービス利用種別の希望を持ってこられるのでしょうか、疑問です。チェックリストを用いた判断により振り分けられ、専門職でなくてもよい職員の説明でチェックリストに記入し、事業対象者に振り分けられ、①通所介護から外され、多様なサービスが案内される。市民が安心して適正な判断を期待できる体制づくりはどのように行われるのでしょうか。窓口段階でチェックリストによって振り分けることが新しい来年の4月9日から行われていくということになります。そのことに対して、丁寧に、そしてわかりやすく進めていくことが必要であるというふうに思います。そしてまた、それは公平性に欠けるものであってはならないというふうに思います。

第2に、説明で示されている多様なサービス、説明書では②番として、緩和した基準によるサービス、③として、住民主体による支援、③として通所型サービス、短期集中型予防サービスは具体的に来年の4月以降に向けてどのように準備されていくのでしょうか。

こうした多様なサービスが土浦市、石岡市ではどのように準備されているのか、その比較と対応及び近隣市との格差是正について、答弁を求めてまいります。

②総合事業の住民主体による支援体制の構築について。

その中にある項目ですが、特に住民主体の多様なサービスについて、準備されている項目と実行計画について答弁を求めます。

③この新しい総合事業は、包括支援センター、あるいは社会福祉協議会、あるいはランチとも言われるその補助機能を持った地域に密着した組織機能を有効に組み合わせることが必要になっています。その中で社会福祉協議会は、小学校単位で組織されているものであります。この点について、来年4月以降、包括支援センターのもとに新しい事業が始まっていきますけれども、各地区単位でどのように整備されていくのかというのは緊急の課題であります。しかしながら、霞ヶ浦地区においては、社会福祉協議会は地区単位に設置されていません。この設置について、再び質問をさせていただきます。今後のスケジュールについて答弁を求めます。

④霞ヶ浦地区包括支援センターの復活について。

私は、ここ何回も霞ヶ浦地区の包括支援センターの復活について質問をしてきています。千代

田地区、霞ヶ浦地区に設置されるべき包括支援センターは、霞ヶ浦地区在宅介護支援センター、これはサンシャインつくばにあります。千代田地区においては、プレミエールひたち野にあります。及び地域に密着する小学校地区単位の社会福祉協議会と連携する中心センターとなるものが包括支援センターです。介護や健康、権利用語、さまざまな相談、暮らしやすい地域のために、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように、支援指導を行い、地域のネットワークづくりを進める高齢者の総合的な相談窓口となるすこぶる重要なものであります。霞ヶ浦地区包括支援センターの復活を求めます。これは、坪井市長が市長になられた以降、霞ヶ浦地区から引き揚げられている内容でもあります。

4) 西成井バイパス開通と霞ヶ浦二橋八木一宍倉玉里線について質問をさせていただきます。

①西成井バイパスの早期整備準備作業と地権者折衝について。

協同病院が開業しまして土浦市は、①東口霞ヶ浦用水道路から協同病院への直通道路の建設と直通バスの開通を急いでいます。用水道路に通じる神立一西成井線は、救急救命道路としても開通の要請は高まる一方です。開通へいかなる工事が必要なのか、地権者折衝の項目はどのような状況に今なっているのか、答弁を求めます。そして、1日も早くこの道路が開通していることを求めて、その質問をいたします。

続きまして、霞ヶ浦二橋設置における八木一宍倉玉里線の整備について質問させていただきます。

宍倉玉里線の志士庫地区、三ツ谷風返地区の石岡市井関管内の下り坂、西側斜面がけ崩れ県道の土どめを含むL字型側溝工事が平成29年度から30年度で完了させるという計画が外塚県会議員のお骨折り、そして石岡地区では桜井県会議員のお骨折りによって、そしてまた三ツ谷風返地区の区長、井関の区長のご努力によって、そのことが具体的な日程に上ってまいりました。市道3046号線雨排水側溝工事の要請をします。これは、霞ヶ浦地内の側溝工事の要請をしていたんですが、県の道路整備に合わせて進めるということで今まで話をしてきた内容です。市道の側溝ということになりますので、これについても、調査・設計、実際の工事までの具体的な推進について、よろしくお願いをします。

続きまして、この県道宍倉玉里線は、霞ヶ浦第二橋の第一橋高浜入り1キロメートル、これは八木、下玉里、平山地区への接続道路になります。三ツ谷風返地区、これは石岡市井関管内で、今ご説明しましたように、この県道の整備が始まります。県道宍倉玉里線の霞ヶ浦志士庫管内の道路整備は、霞ヶ浦二橋建設の一つの切り口になっていくというふうに思います。茨城空港、百里基地に通じる霞ヶ浦一橋は、産業防災道路のみならず、土浦協同病院への救命道路ともなります。県南地区の重要道路ともなります。またこの道路は、石岡、八木、三ツ谷風返、志士庫、国道354、土浦、つくばへ通じるバイパス道路としても機能していくことになると思います。さらに、霞ヶ浦地区の田伏、安食、志士庫、井関、高浜に通じる湖岸道路、市道0213、0214に交差し、玉里地区、井関地区、安食地区、志士庫地区の明るい未来を切り開いていく道路にもなると思います。二橋を接続する宍倉玉里線の整備、県道であります、市の支援、そして県への要望をお願いしまして、市長の答弁を求めます。

③霞ヶ浦二橋の八木及び美浦線の設定協議におけるかすみがうら市の提案について。

第二橋（土浦入り）建設促進では、美浦村議会議員団が平成28年7月に石井国土交通大臣に面

会し、陳情をいたしました。その中で、美浦村といたしましても、茨城空港や新設されました地域医療の中心とも言える土浦協同病院へのアクセス強化や観光面においても霞ヶ浦の魅力の発信、周辺地域の活性化について、霞ヶ浦二橋建設への期待は大きく、具体的に①土浦入り、高浜入り架橋の早期具体化、②美浦栄線のバイパス整備促進の要望書を手渡しました。

第一橋（高浜入り）1キロメートル、第二橋（土浦入り）4キロメートルをつなぐかすみがうら市の二橋接続道路設定の実施計画について、建設促進期成同盟協議経過を含め報告をお願いします。美浦栄線バイパス第二橋が霞ヶ浦環境センターに対応しているというふうにも思われます。県道宍倉玉里線は先ほど述べたとおりであります。霞ヶ浦二橋の石岡地内、あるいは美浦地内の道路整備が進んできているときに、霞ヶ浦地内の道路の設定、県道の整備、これは急ぐ必要がある内容であるというふうに思います。

以上、この点について、市がどのような提案をし、これからどのような形で進んでいただけるのか質問させていただきます。

以上、第1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（藤井裕一君）**

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

**○市長（坪井 透君）**

設楽議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、政治倫理条例についてお答えいたします。

これまでの定例会の答弁と重複する点がありますが、ご了承をお願いいたします。

市政を預かる身といたしまして、倫理の確立を図ることによりまして、市政に対する市民の信頼に応えますことは必要であるとともに、特別職という立場はさらに高い倫理観が求められていると認識しております。

議員からご質問を何度かいただいておりまして、その熱意には感じるものがございます。私自身の中で、また関係者で、政治倫理条例について制定するか否かを検討してまいりましたが、現時点で提案することは差し控えさせていただきたいというふうに考えています。

その理由でございますが、条例の制定には、各分野におきまして足並みをそろえなければならないものと考えています。その各分野におきまして、討議の段階に入った要素はなく、現段階では制定に至らないものというふうに思っております。

次に、2番、市行政の倫理とコンプライアンスについて、3番、セクハラ・パワハラの実態について、4番、検証第三者委員会の検証報告等について、5番、安全運転管理・公金等取扱適正管理については総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目1番の1、地区懇談会で示されました市の施策の方向について、同じく1番の2、統合委員会で決定された内容については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

同じく1番の3、総括と責任についてお答えをいたします。

千代田中学校区の小学校統合について、小・中学校適正規模化実施計画の見直しを行うことにつきまして、田谷議員の一般質問でもお答えしましたように、今年度、千代田中学校区の子ども

の成長を支える地区懇談会の結果を踏まえ、現行の志筑小学校を統合校とする計画では実行が困難な状況と判断をし、中学校のあり方も踏まえまして、どのような統合が望ましいのか、さらに、廃校後の施設の活用についても検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

私といたしましては、これまで小・中学校適正規模化実施計画の方向性を真摯に受けとめてきたところでありますが、今般見直しを行うことになりましたので、統合が早期に実現しますよう取り組むことが私の責務であるというふうに認識をいたしているところであります。

現時点において、4つの地区の意見が分かれている状況のために、4地区の合意形成に向けました保護者の皆様に現在の状況を説明しながら、ご意見をいただく機会を設けてまいります。いずれにいたしましても、4地区の皆様が納得のできるような計画となりますよう、十分にご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、2番小中一貫教育の方針については教育長から、3番、小・中学校統合と地区コミュニティの総合計画については市長公室長から、3点目、介護予防・日常生活支援総合事業の推進については保健福祉部長から、4点目1番、西成井バイパスについては土木部長から、2番、霞ヶ浦二橋八木穴倉玉里線の整備については土木部長及び市長公室長から、3番、八木及び美浦路線の設定協議については市長公室長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

2点目2番、義務教育学校・小中一貫教育方針の教育委員会における検討と総括責任についてのご質問にお答えいたします。

本市における小中一貫教育につきましては、前回の一般質問でもお答えしましたように、現在、具体的な方針を定めておらず、その前段として、小中連携の取り組みを進めているところであります。なお、今年度から教職員で組織する小中連携推進委員会を設けて、より具体的な取り組みを始めたところでございます。

また、小中一貫教育につきましては、田谷議員の一般質問でお答えしましたように、これまで市全体の教育を進めていく必要があるとご説明してまいりましたが、今回の地区懇談会では、3地区において千代田中学校に小中一貫校を望む意見が大方でありました。そのご意見は重く受けとめているところでありますが、千代田中学校区の場合は、小中一貫校として4地区の合意形成が得られるかなどの課題もありますので、保護者の皆様などのご意見を伺いながら判断してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

1点目2番、市行政の倫理とコンプライアンスについてお答えをいたします。

既にご案内のとおりではございますが、市職員については、地方公務員法が適用されることとなります。

地方公務員法につきましては、法令等に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務など、全体の奉仕者としてのサービスの基本、基準等が定められているところでございます。

また、地方公務員法は、職員が職務に当たる上で基本的に理解しておかなければならないものであることを踏まえ、公務員倫理や待遇などと合わせ、新規採用職員に対して研修を行っております。

なお、本市におきまして、コンプライアンスの推進を専属として担当する部署は現在のところ組織しておりませんが、市民から信頼される行政を確立していくためには、職員一人一人が全体の奉仕者であるという高い倫理観を持ち、市民の期待に応えられる資質と能力を備えることにより、市民の満足度を高めていくことが重要であることから、質の高い行政を担う人材の育成を目指し、研修等の充実に努めてまいりたいと考えております。

1点目3番、行政におけるセクハラ・パワハラの実態と対策についてお答えをいたします。

セクシュアルハラスメント、いわゆるセクハラは、職場において労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響を生じさせる行為とされております。

また、パワーハラスメント、いわゆるパワハラは、職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する行動を行い、精神的・身体的苦痛を与えることや、就業者の働く関係を悪化させる行為とされております。

セクハラにつきましては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条により、事業主は、「労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」とされているところでございます。

また、パワハラにつきましては、法律による規制について、特段の規定はなされていない現状でございますが、裁判において、パワハラ加害者本人が不法行為責任を負うとされた例や、使用者も使用者責任を負うとされた例など、民法に基づき法的な責任が問われる例がございます。

いずれにしましても、セクハラ・パワハラは社会的に許されない行為であるとともに、職場秩序の乱れや業務への支障につながる問題であると認識しております。

本市におきましては、現時点において、セクハラ・パワハラが大きな問題となった例はございませんが、議員ご指摘のパワハラ予防に関する5つの取り組みについて調査・研究を行い、引き続き働きやすい職場環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

1点目4番、美並小学校プール改築工事変更請負契約等に係る検証第三者委員会検証報告及び提言書の7提言についての対応についてお答えをいたします。

美並小学校プール改築工事変更請負契約等に係る検証第三者委員会の検証が平成28年1月27日から5月12日の間に10回の会議によりなされ、5月12日に検証報告と提言を受けております。その中で、再発防止に関して7項目の提言がございます。これに対する対策・改善状況についてお答えをいたします。

1点目に、事業計画段階で無理のない事業計画を行い、準備・調査の手続・期間を確保すべきという点につきましては、特殊な用途や規模の大きな案件については、基本構想、基本計画により事業の規模・内容、コストや事業期間を明らかにして事業化をし、事業の実施に当たり、基本設計や実施設計を行って進めるようにいたします。

2点目の、設計の入札において、適切な入札参加者資格条件の設定、適正な価格内の最低制限価格の設定を行うべきという点については、設計業務の対象施設の用途、構造、規模等に応じて、具体的な入札参加条件を工事請負業者選考委員会で検討することといたしました。また、特殊な用途や大規模な案件につきましては、プロポーザル選考方法の採用をあわせて検討することといたしました。また、建築設計委託に係る入札時の最低制限価格制度の導入につきましては、入札制度検討委員会に諮り、さらに法令審査委員会の審査を受けて平成28年5月18日に関係規定を公布・施行し、運用しているところでございます。

3点目の、積算の正確性を確保する契約条件の設定、履行の確保の措置の徹底を行うべきとされた点につきましては、監督員の責務や必要な事務手続を明らかにするため制定をいたしました建築設計業務監督要綱に基づいて適切に行うこととしております。また、照査技術者の配置につきましては、設計規模や内容により配置を必要とする場合は、業務委託仕様書に明記することといたしました。

4点目の、国土交通省営繕工事積算チェックマニュアルを導入すべきとの点につきましては、昨年10月6日に同マニュアルの活用について、関係部署に周知をしております。

5点目の、入札の際、配布・閲覧する設計図書に優先順位を明記するとともに、数量書、いわゆる金抜き設計書でございますが、これを参考資料化すべきであるとの提言であります。営繕工事設計変更マニュアルで設計図書や契約記載事項の整合を図ることとしました。また、金抜き設計書は参考資料扱いとすることを、入札制度検討委員会に諮って定めております。

6点目の、設計業務委託契約、工事請負契約の契約締結時、受注者、発注者において、契約の仕事の内容及び目的の認識、契約の条項の内容について打ち合わせを行い、記録化すべきとの提言につきましては、設計業務を適切かつ円滑に進めるため、設計業務監督要綱を法令審査委員会の審査を受け11月30日に公布し、施行いたしました。

7点目の、監督、検査を充実させるよう職員の育成、要綱・規則等の整備、体制の整備を行うべきとの点につきましては、営繕工事に携わる専門職員の採用や職員の専門研修の受講や職場内研修などを行いまして、職員の知識・技術の向上に取り組んでまいります。また、建築設計業務監督要綱や建築設計業務検査要領の整備を行っております。

なお、11月29日の全員協議会において提出をさせていただきました資料以降、市営繕工事設計変更マニュアル、建築設計業務委託仕様書、設計業務監督要綱及び設計業務検査要領については決定をいたしましたものでございます。

1点目5番、安全運転管理・公金等取り扱い適正管理の総括・方針についてにお答えをいたします。

まず、安全運転管理について、公用車運転に際しての事故防止は、事務事業を円滑に遂行するところで重要なことでありまして、議員のご指摘を踏まえ、安全運転意識の高揚及び安全運転の励行を職員全体に促すために、本年7月13日に安全運転管理者の会議の設置について、規定の改

正を含めて整備をいたしました。第1回の会議は8月25日に行いまして、安全運転管理者の役割と業務を再認識するとともに、庁内全体で安全運転を励行し、交通事故の防止に取り組むことの重要性も再確認をしております。

また、本年度の下期において全庁的に取り組む行動計画といたしまして、茨城県警察署及び一般社団法人茨城県安全運転管理協会の本年度活動を踏まえ、交通法規の遵守はもとより、運転中のマナーアップ運動及び10月からヘッドライト早目点灯と、夜間のハイビーム使用励行や年末年始の飲酒運転の撲滅を図ることなどを定めております。

この計画を職員に周知徹底いたしまして、朝礼等でも注意喚起し、事故防止に努めているところでございます。このほか、土浦地区安全運転管理者協議会主催の安全運転協議会や茨城県安全運転管理協会主催の無事故無違反チャレンジ安管いばらき2016に積極的に参加をしているところでございます。

今後におきましても、交通事故防止活動の促進のため、安全運転管理者の会議を開催し、交通事故防止へ向け、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公金等取り扱い適正管理の総括・方針についてお答えをいたします。

前回、第3回定例会の答弁と重複する点がございしますが、ご了承をいただきたいと思っております。

平成28年度においては、7月に任意団体の会計事務について、抽出により実地検査を行ったところでありまして、4点の指摘事項がございました。

1点目は預金通帳及び通帳印の別々の保管、2点目は連番を付した領収書の使用、3点目は収入調定票の作成、4点目は伝票における団体の長の押印についてでございます。

指摘事項はありましたものの、通帳、現金出納簿、領収証の控え及び関係書類を照合した結果、会計処理は適正に行われていると認められたものでございました。

本年度におきましては、実地検査時に作成したチェック票を担当課へ送付することにより、事務の参考とするよう連絡を行ったところではありますが、事務の改善状況について報告を求めまして、改善された旨の報告も受けております。

なお、平成29年度以降におきましても、実地検査を行っていない団体、実地検査における指摘事項の改善状況について、計画的に実地検査を行っていくことにより不祥事の再発防止に努めてまいります。ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

2点目1番のうち1つ目、地区懇談会で示された市の施策の方向は、いつ、いかなる会議で決定されたかのご質問にお答えをいたします。

まず、前提としまして、5月から6月にかけて開催をしました千代田中学校区の子どもの成長を支える地区懇談会の結果がございました。内容については、これまでもご説明しておりますとおり、統合校の位置は千代田中校舎に隣接、もしくは小中一貫校として建設するとの意見が多くを占めたということでございます。

そうした状況を踏まえまして、8月18日には、懇談会のアドバイザーを務めていただいた長谷川先生たちと市長が千代田庁舎で会談をし、適正化計画の見直しを市長が判断されたものでございます。この会談では、アドバイザーの先生方から懇談会の様子が詳しく説明をされ、市長も、市全体を考えて決断されたものであります。

なお、11月4日の文教厚生委員会において、市の施策の方向を決定した際の議事録の提出を求められましたが、その時点では当日の経過を書面で整理しておりませんでしたことから、11月11日付で小中学校適正規模化実施計画の見直しに関する経過についてを起案としまして、市長まで報告をいたしました。また同時に、文教厚生委員会からご要請のありました起案書の写しにつきましては、11月29日に議会事務局へ提出をさせていただいております。

続きまして、2点目1番のうちの2つ目、統合委員会で決定された内容についてお答えをいたします。

統合委員会につきましては、10月26日に第6回の統合委員会を開催し、地区懇談会までのこれまでの経過を報告し、統合委員会の今後について協議していただきました。統合委員会をこれまでどおり継続するか、発展的解散をするかを協議していただきましたが、この日は委員の出席が少ないため、再度委員会を開催して、協議をすることとなりました。

そして、11月30日に開催をいたしました第7回の統合委員会において、小中一貫校を千代田中学校に希望するとの意見集約することについての採決を行った上で、この統合委員会を閉じたいとの提案がなされました。異議のある委員2名が発言を求めましたが、審議は十分に尽くされていますとの理由で採決が行われ、これによりまして統合委員会は協議が終了いたしました。

以上が決定された内容でございます。

#### ○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

#### ○市長公室長（木村義雄君）

それでは、2点目3番、小・中学校統合と地区コミュニティの総合計画についてのご質問にお答えをいたします。

コミュニティ活動は、市民相互の交流や相互扶助など地域の連帯感を生み出し、地域づくりに欠くことのできない重要なものでございます。しかし、近年では人口減少、高齢化が進み、生活スタイルの変化など地域社会における連帯感や人間関係が希薄となり、地域に対する関係が弱まりつつあるものと認識をしております。これからの高齢者社会や人口減少といった大きな課題を解消する意味では不可欠であると考えてございます。また、地域コミュニティ活動であります地区の公民館活動が以前から活発である霞ヶ浦地区と、今年度から活動を開始した千代田地区の公民館活動では、事業の熟度という点では、多少の差異が生じている部分もございます。

こうした現状と課題から、今後のコミュニティ活動につきましては、生涯学習に限らず、多様なコミュニティ活動に広がっていくように、地域・団体・企業・行政との連携を図りながら、市民と一体となったまちづくりに向けて進めてまいりたいと考えております。

4点目2番、霞ヶ浦二橋設置にかかる八木宍倉玉里線の整備についてお答えをいたします。

霞ヶ浦二橋構想において、当市から小美玉市にかかる第一橋においては、宍倉玉里線の八木地



区付近からの延伸を想定しております。当市が加盟する霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟では、毎年県へ要望・陳情活動を実施しており、早期実現に向けて活動を行っているところでもございます。県の総合計画では、2050年の茨城の姿として、地域高規格霞ヶ浦二橋構想が描かれております。

しかし、県から具体的な霞ヶ浦二橋建設の計画が示されていない中で、具体的な道路建設計画を決定することは難しいと考えます。

現在、千葉茨城道路から霞ヶ浦二橋構想へのアクセス道路を含む周辺幹線道や茨城空港周辺の道路整備も着実に進められており、当市といたしましては、県や近隣市町村の動向を注視してまいります。

4点目3番、霞ヶ浦二橋の八木及び美浦路線の設定協議における当市の提案についてお答えをいたします。

霞ヶ浦二橋構想においては、宍倉玉里線の八木地区付近からの延伸から小美玉市にかかる第一橋と美浦村木原地区付近から市内崎浜地区付近へかかる第二橋としております。

しかし、橋をかける位置や橋の規模等の具体的な詳細計画については、県にゆだねることとしておりますので、霞ヶ浦二橋構想どおりに整備されることが担保されているわけではありません。

霞ヶ浦二橋構想は、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟において協議検討され、決定されたもので、加盟する12市町村の合意形成の結果として設定されたものであることから、当市の一存で変更することは難しいと考えます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

設楽議員の質問の3点目、29年開始の介護予防・日常生活支援総合事業の推進について、1番の総合事業の土浦市、石岡市との比較と対応格差是正についてをお答え申し上げます。

介護保険法改正に伴い、市介護保険条例について改正し、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、平成29年4月1日から行うものとしております。また、土浦市及び石岡市においても、平成29年4月1日から行われます。

ご質問の第1番目としまして、事業対象者の市民が安心して適正な判断を期待できる体制づくりでございますが、窓口において要介護認定、要支援認定申請を希望される方は、申請手続きをお願いすることになります。介護の相談のために来庁された方の窓口の対応につきましては、介護サービスの内容や要介護認定申請手続、介護予防・日常生活支援総合事業の内容を説明いたします。その上で、認定申請手続をされるか、または事業対象者になれるのかをチェックリストに記入し、事業対象者の申請をいただき、後日介護長寿課から該当・非該当を連絡する方法を検討してございます。

ご質問の第2としまして、対応サービスにつきましては、訪問・通所サービスの提供・実施することに当たり、事業者やボランティア団体等に事業の趣旨について説明会を行い、事業に参入意思のある事業者や団体等と協議を行い、団体内部での事業検討や内部調整が進んだ後、事業内容の協議が整い次第、順次実施をしてまいりたいと思っております。現在のところ

ろ、土浦市では、多様なサービスとして緩和した基準による身体介護を伴わない生活援助の訪問型サービスが実施される予定でございます。

石岡市では、緩和した基準によるミニデイサービス等の通所型サービスが実施をされる予定でございます。土浦市及び石岡市とも緩和した基準のサービスの実施に向けて、現在調整をしているものと伺っております。

本市におきましても、多様なサービスの部分につきましては、近隣の市と同等のサービスを提供できるよう調整をしております。

なお、旧介護予防訪問及び通所介護につきましては、土浦市、石岡市、本市とも今までと変わりなく実施されます。

3点目2番の、総合事業の住民主体による支援体制の構築についてお答えを申し上げます。

厚生労働省が示した介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインでは、住民主体による支援のボランティアによる支援につきましては、その自主性等に鑑み、主に補助によることを想定し、その基準においても、同様にその自主性を尊重しつつ設定することが望ましく、最低限の基準としては、必ず遵守すべき基準に基づき実施することを想定しております。

現在、住民主体の支援につきましては、参入意思のありました幾つかの市内の団体等と協議を行っているところでございます。今後もボランティア等々の事業への参入意思がある場合には、実施に向けて随時協議調整を行い、補助等を検討するとともに、生活支援などの担い手になる方の人材育成及び知識等の向上のため、介護保険制度や高齢者への対応、認知症への理解など各種研修を介護関係事業所の協力をいただきながら、実施をしております。

次に3点目3番の、社会福祉協議会の霞ヶ浦地区設立と全市体制についてお答えを申し上げます。

霞ヶ浦地区社協の組織整備推進につきましては、9月27日あじさい館において、霞ヶ浦地区の区長会役員12名の方々に説明会を開催いたしました。

説明会へ出席いただけなかった方々にも戸別訪問にて概要説明を行い、各地区ごとに日程調整をしていただき、10月17日の牛渡地区をスタートに旧小学校単位による区長への説明会を開催しているところでもございます。

現在、並木地区への説明会が未実施の状態ですが、引き続き欠席された区長さんへの戸別訪問による説明と合わせて、年内には全地区・全区長への説明を済ませ、来年1月中に各地区からの正式回答をいただきたいと考えております。

今後は、各地区からの地区社協設置への正式回答をいただいた中で準備委員会の立ち上げなどを進めてまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

続いて3点目4番の、包括支援センターについてお答えを申し上げます。

地域包括支援センターにつきましては、高齢者の方が住みなれた地域で安心した生活が続けられるように支援を行う機関であり、今後の事業展開においても拠点となることから、支援センターの適正な配置における課題の整理を行いまして、両地区への地域包括支援センターの設置を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

4点目1番、西成井バイパスの早期整備準備作業と地権者折衝についてお答えをいたします。

西成井バイパスの整備につきましては、さきの定例会でも議員からご質問をいただき、ご心配をおかけしているところでございます。

この路線は、同意が得られていない整備計画用地が1筆残っており、工事が中断し3年が経過をしております。

これまでも、開通することにより歩行者等の安全・安心が確保できるなど丁寧に説明をし、ことしの10月に2回直接交渉を行いました。ご理解が得られていない状況であります。

お尋ねの地権者折衝の項目でございますけれども、公共用地交渉は個人・法人を相手方とし、多様な個人情報をもとに行われるものでございますので、答弁は控えさせていただきたいと存じます。

また、開通に向けた工事でございます。

未同意地権者分の工事施工延長78メートル、市道0109号線、申請道路から西成井バイパスへの接続交差点改良工事、施工延長107メートルでございます。

次に、4点目2番のうち、三ツ谷風返地区県道宍倉玉里線整備に伴う市道3046号線排水整備工事のご質問にお答えをいたします。

ご指摘の路線は狭隘であり、雨水排水側溝も布設されておらず、これまで何度となく整備要望をいただいているところでございます。今般議員からもありましたように、各方面の皆様のご尽力により、県土浦土木事務所において、県道土浦、県道宍倉玉里線の一部ではございますが、測量設計工事計画工程表が示されてございます。これにより、市道の雨水排水処理が可能となることから、工事時期を見据えた予算の確保等を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長から発言訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

先ほど、社会福祉協議会の霞ヶ浦地区の設立についての地区の説明会の部分におきまして、未実施の地区を先ほど並木地区というようなことで申し上げてしまいました。美並地区へと訂正をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

10分間の休憩といたします。

休 憩 午後 3時33分

再 開 午後 3時44分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

2回目の質問をさせていただきます。

政治倫理条例について、7回目にして特別職の方々の検討会を開いていただきまして、ありがとうございました。1年越しの開催でございました。ありがとうございます。

今後、来年の3月議会におきましては、議案第42号ですか、前市長が出された政治倫理条例の中身の検討に入っていければというふうにも思っておりますので、ぜひともよろしく願いをいたします。いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお話ししましたように、設楽議員には、政治に対する大変熱い熱意に対しまして、敬意を申し上げたいと思っています。今回、私ども執行部三役で検討しました結果、先ほどのような状況の中で、提案については見送らせていただきたいということでお話しさせていただきました。

今後につきましても、いろいろ各方面から協議はしてみたいというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。

それでは、③の行政におけるセクハラ・パワハラの実態と対策についてというところで、これはアンケートは匿名で実施していくということが通例だというふうに思いますけれども、調査票そのものは、セクハラとはどういうものなのか、あるいはパワハラとはどういうものなのかという学習を含めて、その質問を読んでいけば理解でき、そして回答は、これは受けたことがある、あるいは見たことがある、聞いたことがあるというような一般的な回答になるかと思っておりますけれども、いう形で、学習と実態について把握して、そしてよりよい職場、あるいはよりよい関係をつくっていくということで進めていかれることを求めますけれども、答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議員ご指摘のパワハラに関する指針並びにアンケートの実施マニュアルを改めて拝見いたしまして、大変に参考になる内容でございました。このパワハラに対する予防策ですとか解決策、さらに、ご指摘のアンケートのとり方等々、体系立ててわかりやすく整理をされております。これを一体的に検証しまして、私たちの職場に当てはめて実施をしてみたいと考えているところですが、ただしこれはあくまでもパワハラということで設計をされているようでございますから、同列にセクハラを盛り込むことで何らかの支障ともいいませんけれども、焦点がぼやけるような

ところも危惧されますので、その辺もあわせて検証をさせていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ぜひアンケートを実施して、実態を把握していただきたいというふうに思います。

続きまして、美並小の請負契約における検証第三者委員会の7提言についてでございますけれども、これは市民の皆様も、どういう検証結果であったのか、提言が何であったのかということについても質問もありますし、報告をしていただきたいという方もおられますので、ホームページ等にアップする、そしてまたこのアップする等の方法をぜひともお願いしたいということと、今後このまとめた内容を検討していくという機関については、入札制度検討委員会がこれを担当するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

はい。入札条件等に係る部分が所管でございます。おおむね大部分のところはそういうふうにかかってくると思いますが、監督の要綱ですとか検査の要領等につきましては、またちょっと別な観点が必要かと思えます。

いずれにしても、検査管財課が主となりまして、進行管理のほうもしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。

これもぜひ全庁的に庁議を諮っていただいて、検証していただきたいなというふうに思います。

続きまして、千代田中地区小学校統合の件に入りますけれども、小・中学校の適正規模化実施計画平成25年3月に出されました平成26年4月を中学校統合後の開校、平成28年4月を小学校統合の開校の目標としますと、で、5年間で適正規模化が完了しない場合には、次の5年間で第2期計画期間として継承するものとしますというふうにあります。第2期の計画期間中においては、児童生徒数の推移や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じ学区の見直しを検討することとしますというふうに記載されています。この点については、28年度、本年度になりますけれども、既に2年前からこの統合の委員会においても議論がされてきていますし、教育委員会としてはこの学区の見直しについて、この3年間になりますか、通算。どのように検証されてきているのか、そして教育委員会においてこの議論がなされているのかどうか答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいまのご質問は、25年3月に策定をいたしました小学校の統合の適正化計画に記載をして

いる計画期間のお話かと思えます。確かに、前期といいましょうか、5年間を定めて、霞ヶ浦地区での統合と、千代田地区での統合ということを目標として掲げて、実施をしてまいりました。その見直しなんですけれども、学区の見直し等につきましても、一旦小学校の統合が済んでから行うというような記載であったかと思えます。ただし、霞ヶ浦地区につきましてもその計画どおりでございましたが、千代田地区につきましてもその計画を見直すというような判断をここへ参りましてしたものですから、我々としましては、その第2期へ移行する、今後当然移行していくわけなんですけれども、そのときに学区の見直しも含めて判断していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

私は、この細かなところまでまだ資料を見ていませんけれども、下稲吉中学校については600名を超えるマンモス校と、千代田中は霞ヶ浦地区と同じように、やっぱり人口減少の影響を受けて、生徒数が相当数減ってきているという内容もあります。そういう意味では、この時点で既に第1期、第2期という形で計画をして、その生徒数、児童数の推移を分析していたというふうに思うんですね。この実施計画においても、相当数の時間と、そして知力を投入してこの答申書をつくり上げてきているというふうに思うんですね。そういう意味では、この点については、教育委員会がもっと早い時期でこの内容について踏み込んでいなければならなかったのではないかと。この分析とここに書かれている内容については、今後もやはりおろそかにしてはならない内容を持っているというふうに思うんですね。やはりこの小学校の統合については、生徒もさまざまな形で統合時にはいじめだとか、あるいはそのいろんなことが起きやすい状況になります。それは今までの少数学級から倍、あるいは3倍以上の学級になっていったときに、生徒はやっぱり環境の変化にびっくりしてしまいます。同じように、下稲吉中学校600名のマンモス校は、やはり私も立哨に立ったりしていますけれども、おさまってきたかなというふうに思っても、やはりさまざまな問題を抱えていってしまう、そういう傾向があります。そういう意味では、この時点から学校の規模の適正化ということについては、やはりこの学区の見直しが必要なんだということを出してきた結論に至ったその分析と議論については尊重して、そしてこの霞ヶ浦中学校を含めて、下稲吉中学校、千代田中学校の適正規模化という内容については1カ所に集中するとか、そういうものではなくて、きちっとこの経過、繰り返しになりますけれども、分析を尊重して、今後も慎重に進めていくと。それで、これをほごにしないということを進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

まさしく今般の地区懇談会を開催した中で、学区の見直しをというようなご議論が出てまいりました。そうしますと当然、対象エリア、学区を見直しする範囲のエリアが当然広がるわけでございます。いわゆるその下稲吉地域の方々とは学区の見直しについてのお話はしてございません。

ですので、今後は少しエリアを広げた中での意見交換会、あるいはアンケート、そういったものの事務的作業が必要になってくると、そういったことを教育委員会としては考えているということでございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

よろしく申し上げます。

続いて、義務教育学校、小中一貫教育方針の教育委員会における検討と総括責任についてというところについて質問させていただきます。

全員協議会のほうにも提出されました教育振興基本計画書の中の39ページに、小中一貫教育、これ述べられているのは4行です。それで、具体的な中身は、小中一貫教育の調査と検討、そしてもう一つは、義務教育機関の連続性を持った学習指導、生徒指導の実施という2つの具体的な項目が書かれています。その前のページにも書かれていますけれども、その4行の文章の中に、子どもたちの発達と学びの連続性という言葉が並んでいます。その前のページも、やはり内容は一緒です、これは。この項目は、文科省も含めて義務教育学校、小中一貫教育の基本的な内容をやっぱり整理しようとして書かれた文章だというふうには思うんですけども、この点についてはおくれにおくれていきますから、つくばでも土浦でもどんどん進んでいる。で、この地区だけが小中一貫校についての基本的な分析、方針、理念等について、整理がおくれていく。教育の難破船になってしまう。そういうような状況が起きてきますので、ぜひここは、この行数は10倍も20倍も含めて、つくば、土浦で進んでいますから検討を加えて整理をして、おくれを取り戻していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

計画書ということだもんですから、私のほうでご答弁を申し上げます。

現在策定をしている教育振興基本計画でございますが、29年度以降5年間というような設定でございます。大きな筋立てとしましては、4段階ということで構成しているものでございます。

1つは策定方針、2つは教育の現状、3つとして教育施策の大綱、そして最後は基本計画、以上の4つで、全96ページから成るものでございます。

お尋ねの小中一貫教育に関する部分につきましては、教育施策の大綱の中で示す基本候補校の中に位置づけをまずしております。さらに、事業としての行動を示す基本計画に具体的施策として、豊かな学力の定着を目指す手段の一つとして、明確に記述をしておるものでございます。今年度は既に先取りをしまして、先ほど教育長が答弁ございましたように、学校関係者で組織をした小中連携推進委員会、この中で、先進事例の収集や課題の洗い出しを始めたところでございます。我々としては、計画は計画、その次に来ますいわゆるアクションプランというんでしょうか、そういったものの中に今後細かく定めていって、事業をこれから推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

事業計画の中に、小中一貫教育の調査・検討という項目があります。この点について、これはやはり霞ヶ浦におけるところの義務教育、小中一貫教育についての方針、あるいは理念、これをまとめていくのは教育長のまずやらなければならない責務だというふうに、私は思います。周りで整理されているものがここだけがない、そして、教師の方々は県職ですから、つくばからも土浦からも石岡からもやってくる。この町ではどういう方針と理念でそれを進めていこうとしているのかということについて、これをまとめていくことがやはり教育長の責務だと思いますが、いかがでしょうか。

それと、この小中一貫教育の調査・検討、これは大体日程としてはどのようなことを考えているのか、2つよろしくお願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えいたします。

前の議会でも私のほうから述べさせていただきましたが、小中一貫については、これはしっかりとその前段階の小中連携をまず進めるということ、その上で、全市挙げて小中一貫の教育をスタートしたいと、このような見通しを持っております。先ほどあったそのための小中連携推進委員会のこの中身の活動については、できるだけこれは公務外になってしまいますので、全11校から集まって協議するということになりますので、できれば小まめに開催はしていきたいと思えますけれども、少なくとも月に、全員はどうしても、1回程度の会合を積み重ねて進めていきたいなど、このように考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

方針と理念を早急にまとめていただくということを要望いたしまして、この質問を終わります。続きまして、26年開始の介護予防・日常生活支援総合事業の推進について質問します。

ちょっと時間もありませんので、本年の5月17日に新治地区ケアマネジャー会が開催されますけれども、この会議で何が話され、どういうものが土浦、あるいは石岡から提出されているのかということについては、わかりますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

大変申しわけありません。資料としていただいております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）



時間がありませんけれども、その中で、石岡市からは「石岡地区包括支援センター」という、こういうパンフが出されて説明をされています。土浦市は、「在宅ケア連携手帳」、あと「よくわかる認知症ガイドブック」、あるいはベッドの脇に置いておく「在宅ケア連携手帳」、こういうものが土浦市で5月段階で準備されて、土浦市はこういうふうに進めていくと。前回の質問にありましたけれども、ベッドの脇には備えて安心、急変時の対応シートということをしてベッドの脇に張って、そして在宅の介護に対応しようとしているんですね。この点については、質問しましたけれども、新治ケアマネジャーは、やっぱり石岡地区、霞ヶ浦地区、土浦地区全員が集まってきます。その会議にはやはり出席しなければならない。で、情報を得なければならない。そして、市民サービスで格差があってはならないということについては、よろしくお願いします。

それと同じで、11月25日に県南シルバーリハビリフォローアップ研修会が開かれています。ここでの具体的な情報は入っておりますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

はい。私は出席はしてございませんが、担当課のほうでは出席しているものと思います。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ここでも、総合事業に向けてどのような準備をしていくのかということで、県南地区でこの取り組みが催されていますので、それも含めて、県、県南、土浦、石岡、最低この3市の情報については把握されて、少なくとも土浦でやられていてここがないというようなことがないように、ぜひともお願いをしていきたいというふうに思います。

それと、かすみがうら市で出しているこの「ともに育む介護保険」、こういうすばらしい雑誌が出されているんですね。この一番最後のページ、見ると、組織が書かれています。かすみがうら市、健康長寿課、高齢福祉課、その下に、地域ケアシステム推進事業、在宅介護支援センターというふうに書かれています。ところが、この関係がはっきりしていないんですね。これはまだ私どもの市がその組織が整備されていないから書かれないんだと思います。バックに福祉課があると。包括ケアセンターが先ほどありましたけれども、千代田とかすみがうら市につくられる。で、そこに在宅介護支援センター、サンシャインつくばとプレミエールひたち野が担当する。そしてその下に、各地区の社会福祉協議会が恐らくランチとして入っていくんだと思いますね。そういう内容は、ほかの市でも既にもう整備されてきていますから、私も県に行ってきましたけれども、土浦のランチ制度だとか、そういうものを含めて、それは土浦のランチ制度というのは一つの例だと思うんですけども、含めて見ていただきたいなというふうには思うんです。で、ちょっとホームページで見たら、足利市もやはり同じようにこういうふうに包括ケアセンターと、あとその下にどういう組織が入っていて、どこに相談しに行って、どういうふうになれば老人が安心して生活できるのかということがすぐわかるようになっているんですね。その点については、ぜひ周りを見て、そしてこの市の体制を整備していくことに全力を挙げていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま議員からご指摘のありました体制、体系づくりに関しましては、来年の4月1日にスタートするためにも整備が必要なところと御座いますので、今後はご指摘いただきましたことを参考にいたしまして整備をしていきたいと考えて御座います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

最後になりますけれども、霞ヶ浦二橋、この道路整備については、八木のほうは宍倉玉里線というふうに使われていますように、玉里までつながって初めて宍倉玉里線です。そして、志士庫地区と安食地区、田伏地区までこの道路ができ上がっていく、そして湖岸通りが整備されていくということは、これは明るさを取り戻しますんで、この点については、期成同盟の中においてもかすみがうら市から積極的にやはり提案をし、取り組んでいっていただきたいと。この道路は、つくばまでのバイパスにもなっていく道路になりますから、ぜひともお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、霞ヶ浦二橋事務局、今年度、かすみがうら市が担当して、市長が会長になって、先般も要望活動を実施しております。平成7年から同盟会をつくりながら、それぞれのその市町村において、県のほうに何とかこういう二橋があれば、さらにはその地域の活性化、さらに外縁道路の位置図というようなことで進めてきた経過があります。なかなか調査費もつかない中ではありますが、懸命に関係市町村とともに早期の実現へ向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君の一般質問を終わります。

[「ありがとうございます」と呼ぶ者あり]

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、会議規則第10条第1項の規定により、明日12月10日及び明後日12月11日の2日間を休会といたします。

次回の本会議は、来る12月12日定刻より、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時10分